

第一類 第三号

議院 委員会 議録 第七号

平成二十一年四月二十四日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 山本 幸三君

理事 大前 繁雄君 理事 桜井 郁二君
 理事 塩崎 恭久君 理事 棚橋 泰文君
 理事 谷畑 孝君 理事 加藤 公一君
 理事 細川 律夫君 理事 大口 善徳君
 理事 赤池 誠章君 稲田 明美君
 近江屋信広君 河井 克行君
 木村 隆秀君 清水鴻一郎君
 杉浦 正健君 平 早川
 長勢 甚遠君 武藤 矢野
 町村 信孝君 中井 山田
 森山 真弓君 保坂 展人君
 石関 貴史君 正彦君
 古本伸一郎君

政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 榎畑 潤君
 政府参考人
 (厚生労働省職業安定局次長) 大槻 勝啓君
 政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 二川 一男君
 官員
 法務委員会専門員 佐藤 治君

四月二十三日

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五一号)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五一号)

同月二十四日

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

存期間延長を求めることに関する請願(中山泰秀君紹介)(第二〇七七号)

児童貞春・児童ボルノ禁止法改正に当たり、拙速を避け、極めて慎重な取り扱いを求めることに関する請願(吉田泉君紹介)(第二〇七八号)

子どもの保護に名を借りた創作物の規制、検査機関による濫用の危険性が高い児童ボルノの單純所持規制反対に関する請願(保坂展人君紹介)

(第二二二二号)

は本委員会に付託された。

四月二十四日

国籍法改正に関する意見書(新潟県上越市議会)(第二二二二号)

国籍法改正に関する意見書(滋賀県議会)(第二二二二号)

多摩地域の「裁判所支部の本序化」及び「裁判所

(第十三号)

政府参考人

政府参考人

厚生労働省大臣官房審議 坂本 森男君

政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 北村 前川 西川 久元 喜造君
 政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 佐藤 克行君
 政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 佐藤 剛男君
 政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 佐藤 忠孝君
 政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 佐藤 喜平君
 政府参考人
 (厚生労働省大臣官房審議) 宮 厚生労働省大臣官房審議

八王子支部の存置」を求める意見書(東京都国分寺市議会)(第二三三四号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要請に関する件

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する等の法

律案(内閣提出第五一号)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する等の法

律案(内閣提出第五一号)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入

国管理に関する特例法の一部を改正する等の法

律案(内閣提出第五一号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する

等の法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森法務大臣。

○森國務大臣 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出

入国管理に関する特例法の一部を改正する等

の法律案

〔本号末尾に掲載〕

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、新たな在留管理制度の導入に係る措置

であります。これは、外国人の公正な在留管理を

行うため、法務大臣が必要な情報を継続的に把握

する制度を構築し、あわせて外国人登録制度を廃止するとともに、在留期間の上限の伸長その他の

適法に在留する外国人の利便性を向上させるため

の措置を講ずるもので。

その概要を御説明いたしますと、まず、法務大

臣は、在留資格をもつて我が国に中長期在留す

る外国人に対し、基本的身分事項、在留資格在

留期間等を記載した在留カードを交付いたしま

す。在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じ

て所属機関や身分関係に変更があった場合には法

務大臣に届け出なければならないこととしております。さらに、これらの情報の正確性を確保するため、法務大臣が外国人の所属機関から情報の提供を受けられるようになります。また、届け出事項について事実の調査をすることができるようになります。

由等を整備することとしております。

に、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人については、「一年以内の再入国を原則として許可を受けることなく可能とするなど、その利便性を向上させるための措置をとっています。

また、新たに在留管理の対象とはならない特別永住者の方については、外国人登録証明書にかえ

て、特別永住者という法的地位の証明書として特別永住者証明書を交付するなど、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、原則として許可を受けることなく「一年以内の再入国を可能とするなどの利便性を向上させる措置をとつております。

第二は、外国人研修制度の見直しに係る措置であります。これは、研修生、技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなどの不適正な問題が増加している現状に対処し、研修生、技能実習生の保護の強化を図るため、所要の措置を行うものであります。

具体的には、現行の在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うものについて、労働関係法令の適用の対象とするため、及び、この活動に従事し、一定の技能等を修得した者がその修得した技能等を要する業務に従事するための活動を在留資格「技能実習」として整備するものです。

第三は、在留資格「留学」と「就学」の一本化についてであります。これは、留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格に一本化することにより、留学生等の負担軽減等を図るものであります。

そのほか、入国者収容所等の適正な運営に資す

るため、入国者収容所等視察委員会を設置すること、不法就労労働行為等に的確に対処するため、不法就労労働行為に係る退去強制事由等の整備を行うこと等を内容とするものであります。

ださいますようお願いいたします。
○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長久元喜造君、法務省入国管理局長西川克行君、文部科学省大臣官房審議官前川臺平君、厚生労働省大臣官房審議官北村彰君、厚生労

官房審議官榮畑潤君、厚生労働省職業安定局次長大槻勝啓
二川一男君、厚生労働省職業安定局次長大槻勝啓
君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○赤池委員　自由民主党の赤池誠章でございます。

本日は、いわゆる入管法の改正と、それに伴う外国人登録法の廃止、一元化ということについて、順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど大臣から趣旨説明がございましたとおり、国際化という中で、外国人の入国者は昨年一年間で九百万人を超えております。昨年九月から世界同時不況の影響ということで、上半年期は伸びましたが下半期となつて減少したとはいえ、本当に大勢の方が我が国に入国をなさつております。

す。入国者数は、韓國の方が二百六十三万人、台灣の方が百四十三万人、中國の方が百十二万人と、この方がトップスリーということになります。

ただ、その反面、御承知のとおり、不法滞在者が一方で、平成十六年では二十二万人もいらっしゃる

しゃつたということでありまして、そういう面では、これでは、世界に冠たる治安大国と呼ばれる日本が、言ってみれば大変な問題になるというこ

とでありまして、御承知のとおり、法務省そして政府一体となつて、不法滞在者半減プロジェクトというものを実施してきたわけであります。こうして一月一日現在で、目標の五割減、十一万人まで下がつたわけであります。国別でいえば、それでも、韓國の方が二万四千人、中國の方が一万八千

人、フィリピンの方が一万七千人と、この国々の方々がワーストリーということであります。前回の質問でも確認をさせていただきましたが、入国管理行政というのは、「ルールを守つて国際化」ということを含い言葉にいたしまして、出国、入国の管理行政を通じて日本と世界をつ

かり結びつけていく、人々の国際的な交流の円滑化をしつかり図っていく。ただ、その反面、我が国にとつては好ましくない外国人の方々は強制的に国外に退去させるということがうたわれております。そういう面では、健全な日本社会の発展に寄与するということにはかならないわけであり

つまり、言わざもがなであります、入管行政
というのは、人権、人道的な立場があるとはい
え、外国人のために行うというわけではなく、あ
くまで、日本社会の発展に寄与、国家国民のため
にあるというわけです。

先ほど御指摘させていただいたように、大勢の方々が入ってくる一方で、不法滞在という形があ
ります。不法滞在、不法人国というのは、犯罪にあ
つて基盤となる、インフラ犯罪という言葉もあ
るというふうに聞いておりまして、そういう面で
は、外国人犯罪の増加というのは、数字的な問題

以上に、國民の中に体感治安、治安が非常に悪くなつてゐるのではないか、そういう感情を持たれている部分につながるわけであります。

そういう面では、それに対応して、先ほど御指摘いたしましたように、不法滞在者半減プロジェククトを実施した法務省、まずは、警察としつかり

連携をして、警察でも、平成二十年、不法滞在摘発が九千七百十五人ということで、過去五年間で七万人近く摘発をしているということも聞いてい

るわけあります。

しかし、最近の傾向としては、非常に巧妙になつてゐる。不法滞在者が地方に分散化をしていくとか、居住とか稼働、いろいろ動き回るのが大勢ではなくて本当に少人数、小口化という形になつておりますし、非常に精巧な各種偽造証明書

が出て回っていて、いわゆるブローカーが介在をし
て犯罪手口が巧妙化しているということも聞いて
いるわけでございます。

そんな中で、法務省人国管理局として、平成十
八年、私ども、委員会でも審議をさせていただい
て、法案を改正、成立させていただきました。上

○西川政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘のとおり、入国管理局におきましては、テロ対策及び不法滞在者対策として、平成十
陸審査時の生体認証を導入させていただいたわけ
であります。改めてその成果と課題について法
務当局からお伺いをしたいと思います。

九年の十一月から個人識別情報を活用した入国審査を実施しているところでござります。

この新しい制度の導入以降、個人識別情報の活用により入国を認めなかつた者は、本年三月までに間に一千百十四人に達しております。相当の成果が上がっているものと考えております。

加えまして、同制度導入後の不法残留の新規発生数でございますが、実施前と実施後を比較いたしますと約三五%減少しており、昨年末までの五年間当局が取り組んだ不法滞在者半減計画の目標達成にも大きく寄与したものというふうに考えております。

他方、課題の方でございますが、偽装指紋により抜けという事案が発生をいたしました。これは、平成十九年の七月に、我が国から不法残留により退去強制され上陸拒否期間中であった韓国人

人女性が、平成二十年四月、青森空港から入国し、その後東京入国管理局が同女を摘発。退去強制したという事案でございますが、同人は、氏名及び生年月日が異なる旅券を使用したものでござりますけれども、退去強制手続において入国情経歴を追及しましたところ、我が国の個人識別情報を活用した入国審査により過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、指にブローカーが用意したテープ様のものをつけて入国審査を通過したとい

あるという話を聞いております。
○赤池委員 各国、当然お金のかかる、体制のかかる話であります。これだけ有効に機能していふるということであれば、こういった面でも、国際協力を含めて、それぞれ関係国に働きかけていく。ということも大事ではないかなというふうに思いました。

それから、課題として指摘をされた偽装指紋事

うことはではなくて、さらに入管当局、当然大変なことにはなるわけですが、警察と協力して、これは限りなくゼロ、もちろんゼロの目標に向かって頑張っていただきたいというふうに思つております。

続いて、今回新しい在留管理制度という形を導入するんですが、今までの在留管理制度、外国人登録法に基づく今までの制度がどうだったのかなということを、現状を確認させていただきたいというふうに思うんです。

これは私も聞いて驚いた部分がありますし、ましてや一般的の、入管行政にかかる方は聞くと本当に驚くことではないのかなというふうに思うんですが、外国人登録証明書が不法滞在の方に対しても発給されているという事実があるわけであります。外国人登録証に、「在留なし」というところにわざわざ赤字で書くということらしいんですけど、それは一体どういうことでそういうふうな形になつているのかということを、局長、御答弁をお願いいたします。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

の対象とされている外国人とは、日本国籍ない者(うやつ)、及(おと)す妻(め)の許(ごき)を受(うけ)て二首(ふたしゅ)に

○赤池委員 そういう面では、平成十八年時にも当委員会で議論をさせていただいて導入をした生体認証というものが非常に有効に機能しているということではないのかなというふうに思つております。

○赤池委員 今後も警察署等の間保険課と連携を図るとともにさらなるシステムの改善を検討し、厳正かつ的確に対処してまいりたいというふうに考えておりま

そういう面では、半減プロジェクトということでもまだ十万人以上の方いらっしゃるだろう。それから、毎年毎年不法入国なさる方もいらっしゃるということは間違いないということでありまして、これは、これだけやつたからいいとい

○赤木委員 話をする事柄があれ、零銭をした場合に、市町村の長は、外国人登録証明書を作成し交付しなければならないということになっているということです。

の、一見すると、何でそんなわざわざ不法滞在者を外国人登録なんかするんだろうかという素朴な疑問が出るわけでありまして、そもそも論、なぜこういったものが外国人登録法で対象となつていいのか、改めて局長、お伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 現行の外国人登録制度は、いわゆるボツダム勅令としての外国人登録令、昭和二十二年制定ということですが、によって創設され、外国人登録法に引き継がれて現在に至つているということをございます。

制度創設当时、これは現在と相当状況が違いまして、我が国に在留する外国人は現在よりも大幅に少なく、その構成も朝鮮半島出身者が大半を占めていたことであつたということをございます。当時、同半島からの船舶による密航が後を絶たない状態にあって、一たん検査を免れて国内に潜入した者を追及するため、外国人が本邦に在留するに至つた原因等を問わず登録の対象にしたものとされておりますが、現在とは相当状況が変わっているということであろうと思ひます。

○赤池委員 まさに時代の大きな変化、歴史的な背景があればこそ、そぞうのことではないのかなということを聞かせていただきまして、今回の新しい在留制度、そういう面ではもつと早くてもよかつたのかなど、という思いもありますし、これはこの機をしっかりとられて新しい制度を導入していくなければいけないということにもなるのかなというふうに思つております。

そんな中で、不法滞在者の方々というのが、現行、行政サービスとしてどうなつているのかということを確認させていただきたいというふうに思いまして、きょうは、政府参考人として厚生労働省また文部科学省、大変お忙しい中、急にお呼びをいたしまして大変申しわけないです、それぞれの行政サービスについて、現行、不法滞在者にどうなつっているのか。また、当然、新しい在留管理制度、在留カード、これから順次質問もするわけであります、どう変わるのか変わらないのかというところも踏まえて聞かせていただきたいと

思います。

まず、年金についてはどうなっているんでしょ
うか、お願ひいたします。

○二川政府参考人 外国人の方につきましての國
民年金についてのお尋ねかと思います。

国民年金につきましては、日本人か外国人かを問わず、日本国内に住所を有する方について適用していところでございます。外国人の方につきましては、住所を有するかどうかという判断の基準につきまして、外国人登録を行っているか否かといったことで判断をしているところでございま

す。

ただ、現時点におきまして、外国人の方でも、不法滞在といつたことになりますと、そいつた方からの保険料徴収というのは現実には相当困難でございますので、今般の改正等によりまして大きな変化はないものというふうに考えておるところでございます。

○赤池委員 当然といえば当然の話でありますて、年金に関しては変わらないということでありました。

○榮畠政府参考人 市町村国民健康保険におきましては、現行でも、入管法に定める在留資格を有しない不法滞在者の方につきましては、法令に基づき適用除外とされているところでございまして、この取り扱いは、今回の入管法の改正により変更するところではございません。

○赤池委員 ありがとうございました。
それでは、雇用保険はどうなりますでしょうか。
○大槻政府参考人 雇用保険制度は、失業時に必要な給付を行うことによって生活の安定を図りつつ求職活動を支援する、そういうための制度でござります。したがいまして、出入国管理及び難民認定法におきまして就労活動が認められていない外国人につきましては、そもそも我が国におきまして求職活動を支援すべき者ではないということと、制度の対象とならないものでございます。

この取り扱いにつきましては、今般の改正によりましても変わるものではございません。

○赤池委員 ありがとうございました。

それでは、生活保護についてはどうなるんで

しょうか。

○坂本政府参考人 生活保護法は日本国民を直接の対象としておりまして、また、適法に日本に滞在し活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人につきましては、予算措置として、生活保護法を準用して保護を実施してい

るところでございます。
このように、不法滞在者には生活保護を実施しない仕組みといたしておりまして、これを変更することは考えておりません。

○赤池委員 児童手当に関してはいかがでしようか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

児童手当制度は、児童を養育する者が日本国内に住所を有するときに支給することとされており

ます。受給者の国籍は問わないこととしておると

ころでございますが、不法滞在者は対象とはして

おりません。

児童手当の認定に当たりましては、外国人登録原票により在留資格あるいは在留期間等を確認し

ているところでございます。

○赤池委員 ありがとうございました。

わざわざ確認をさせていただきましたが、厚生労働行政に関しては、不法滞在者については、當たり前の話なんですが、今まで行政サービスは

ございません。

今回の法改正によりまして、児童手当制度における不法滞在者の取り扱いは変わるものではございません。

○赤池委員 ありがとうございました。

わざわざ確認をさせていただきましたが、厚生労働行政に関しては、不法滞在者については、當たり前の話なんですが、今まで行政サービスはございません。

今回、そういう面では、新しい在留管理制度になつても何ら変わらないということがわかりました。

次に、文部科学省はいかがでしようか、お願ひいたします。

○前川政府参考人 我が国に滞在いたします外国

人が、その保護する子の我が国の公立の義務教育諸学校への入学を希望する場合におきましては、すべての子供の教育を受ける権利の保障を求めております国際人権規約等の規定に基づきまして、滞在の資格のいかんを問わず、無償での受け入れ

を行つております、不法滞在の外国人につきましても、我が国に滞在する期間におきましては同じ取り扱いとなつてゐるわけでございます。

この方針は、今回の出入国管理法の改定によりましても変更はないものと承知しております。

○赤池委員 ありがとうございました。

厚生労働行政も変わらない、文部科学行政は変わらない。ただ、今お話を聞いて改めて思つたのは、厚生労働行政、さまざま、年金、保険、手当に関しては、もともとしていんだから、当然今回変わってもしない。文部科学行政だけは、いわゆる不法滞在者の子弟であつても、国際人権規約というような形で、もともと一切そういうことを考慮していないということであつて、当然、そうなると今後もその取り扱いに関しては変わらない。変わらない中身が、もともと厚生労働省としては変わらない、文部科学行政に関しては、受け入れているから変わらない形だという認識であります。

確かに、子供に罪はないということはよくよくそのとおりだなどいうふうに思うわけですが、その反面、日本は当然法治国家でありますて、当然、教育というもののなかでいろいろなことを、新しい教育基本法を踏まえていろいろな形で教育目標がある中で、やはりルールを守る、遵法精神を養うというのは、教育目標の根幹の一つだということを感じております。

これは、すべて不法滞在者がなくなれば、結果的に文部科学行政にとっても何の問題もなくなる

という反面はあるんですが、どうしても、十万人以上いらっしゃる、毎年一万人、二万人の方々が日本にいらっしゃる、その中でまた不法入国、不

法滞在が行われるというような、これは簡単にはいかない中で、このままの文部科学行政でいいのか

か。

これは、わかるんですよ、子供に罪はない

か。これは、わからなかつた。そういう面で、今後も同じよ

うな取り扱いで果たして文部科学行政がいいの

法が非合法かはつきりわかるわけですね。今まで

はわからなかつた。そういう面で、今後も同じよ

うな取り扱いで果たして文部科学行政がいいの

か。これは、改めてここを突破口にして親を捕まえるかと

いう話になると学校現場として大変混亂するとか

いうこともよくよくわかる反面、それでは、こ

れをこのままほうつておくのかという問題もござ

います。

これは、すべて不法滞在者がなくなれば、結果的に文部科学行政にとっても何の問題もなくなる

という反面はあるんですが、どうしても、十万人

以上いらっしゃる、毎年一万人、二万人の方々が

日本にいらっしゃる、その中でまた不法入国、不

法滞在が行われるというような、これは簡単には

いかない中で、このままの文部科学行政でいいのか

か。

これは多分この場で質問しても審議官が困るだけというのによくよくわかっておりますが、こ

と、我々、普通の感覚、一般の方々は思つてしまふこともありますし、この後も質問させていただきますけれども、それを使ってさまざまな問題も出るかもしれません。

ただ、文部科学行政としては、もともとそういうことも確認をしていないという形の中で、今回も、仮に新しい在留管理制度になつても、人道、人権、国際条約の中で、引き続きそのまま変わらないということなんですか? それでも、果たしてそれでいいのかなという素朴な疑問を持つております。

ただ、文部科学行政としては、もともとそういうことも確認をしていないという形の中で、今回も、仮に新しい在留管理制度になつても、人道、人権、国際条約の中で、引き続きそのまま変わらないということなんですか? それでも、果たしてそれでいいのかなという素朴な疑問を持つております。

これは国際人権条約やさまざまな問題がある反面、やはり、当然日本は法治国家だということと、学校が隠れみのと言つたらちよつと言つ過ぎなんですが、不法滞在の助長の拠点になつてもこれもまた意に沿わない話だと思つております。これは何かしらの、どう折り合いをつけていくのかといふことをぜひ研究、検討していただきたいなとうふうに思つています。

厳罰主義で何でもかんでもやればいいのかといつたら教育現場が混乱をするということもあるでしょうし、子供にはもちろん罪はないというのはよくわかる反面、在留カード、新しい管理制度ができたのに、それも活用しないまま、そのまま今までどおりでいいよという対応だけで果たしていいのかという、非常に難しい部分があるのは重々承知の上で、ぜひ研究、検討をしていただきたいなとうふうに思つております。

きょうは、こういった問題があるということの問題提起をさせていただく中で、今後も知恵を絞つて議論をしながら見出していきたいなとうふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この後何もなければ、どうぞ政府参考人、この場は結構ですので。ありがとうございます。続ぎまして、これはそもそも論なんですが、なぜ現状、不法滞在者が外国人登録を、言つてみれば、リスク、危険を冒すわけですね。私は不法滞在していますといふことを名乗りを上げるわけですが、先ほど言いましたように、わざわざするんだから、きっと何かメリットがあるんだろう。ただ、聞いてみると、厚生労働行政サービス、年金、保険、手当、いろいろなことは何にも変わりはない。学校、就労といふのはあるのかも知れないけれども、逆に言えば、学校就学、子供の就学もあえて登録証を求められないわけでありますから、居どころがわかればそれでいいと

そういう面では、素朴な疑問、なぜ不法滞在の

方がわざわざ危険を冒してみずからが不法滞在だということを登録しようとするのか、その辺に関しまして、法務当局から見解をお伺いしたいと思ひます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

御案内のとおり、外国人登録証明書は、氏名等の基本的な身分事項及び居住地等が記載され、写真も表示しております。したがつて、在留資格なしという記載があつたとしても、社会生活上はさまざまな場面で身分証明書として使用することが可能であるというふうに考えられます。

例えば一般人がそれを見て正規の滞在者と誤解するということもあります。

したがつて、それで継続的な在留が容易になつてゐるという面もあると思われ、こうした身分証の申請をするのではないかという、これは推測でございますが、推測をしております。

○赤池委員 外国人登録証というのは国が、もしくは市区町村の法定受託事務でありますけれども、そういうものを見せたときに、一体何が書いてあるかということをわざわざ見て、「在留なし赤線」ということを知つてゐるというのは、今局長が御指摘のようにやはりなかなかないのかな。

そうすると、銀行口座をつくるとか、当然社会生活に必要な携帯電話、これはもう今まさに必須の状況になつておりますし、不法入国、不法滞在の一番の理由にもなつてゐるという不法就労といふ問題にも、知つてとほけてしまえばそれまでとうふうに思ひます。

○西川政府参考人 委員御指摘のとおり、在留する外国人にしか出さないということになります。

時代の大きな流れの中で、またこういう具体的な、まさに現行の外国人登録制度が、一面、不法の口座、携帯電話または就労を助長、促進している側面があつたということになるのかな。それがさまざまな犯罪の温床に使われるというのももちろんありますし、もともと不法滞在でありますから、そういう面では、つくつて、利用して、どちらが、やはり社会一般に十分広報していかなければならぬというふうに思つております。

○赤池委員 そういう形で、現状の問題点、当然そこにはなるとなると、この辺は、正規の方としての預貯金口座だつたり携帯電話ができるという形になるでしようし、もともと不法の方はもうないわけでありますから、この辺は明確になつてくるということになるのかなとうふうに思つております。

これは行政サービスではないので、行政サービスは、先ほど言つたように、厚生労働省初め文部科学省は認識をしていただいていると思いますが、それぞれの金融機関であつたり、また携帯電話の場合は、各キャリア、いわゆる携帯電話の会社の方々、また、就労となると本当に大勢の一般の事業主の方々といふことになるわけであります。これは法律が通つた後といふことにはなると思うんですが、そういう面での広報、周知徹底

具体的に言えれば、入管法上の在留資格をもつて在外する外国人でございますが、以下の者は除かれます。

まず、三月以下の在留期間が決定された者、二番目として短期滞在の在留資格が決定された者、三番目は外交または公用の在留資格が決定された者、四番目はこれらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの、これらの者を除いた者を対象とする、こういうことでございます。

○赤池委員 当然、短期の方々といふのは、また出入りが激しいわけでありまして、そういう方々まで在留カードを出すということにはならない。中長期。その定義をそれぞれ、三ヶ月以内、短期在留、外交、公用、四番目は準ずる方々という形

記されるということになります。

この在留カードがどのようなものであるか、どういう証明力を有するかと、ということについては、ういう証明力を有するかと、ということについては、周知に努めたいというふうに思つております。

○赤池委員 そういう形で、現状の問題点、当然幾つかある中で、外国人登録証の問題点を指摘させていただいたし、質問の中で明らかになつたわけであります。

○西川政府参考人 法務大臣が継続的に情報を持握する制度、対象となる外国人の範囲ということを聞かせていただきたいと思います。

○西川政府参考人 法務大臣が継続的に情報を持握する制度の対象となる外国人は、まず、入管法上の在留資格をもつて我が國に中長期間を在留する外国人といふことでござります。

具体的に言えれば、入管法上の在留資格をもつて在外する外国人でございますが、以下の者は除かれます。

まず、三月以下の在留期間が決定された者、二番目として短期滞在の在留資格が決定された者、三番目は外交または公用の在留資格が決定された者、四番目はこれらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの、これらの者を除いた者を対象とする、こういうことでございます。

○赤池委員 当然、短期の方々といふのは、また出入りが激しいわけでありまして、そういう方々まで在留カードを出すということにはならない。中長期。その定義をそれぞれ、三ヶ月以内、短期在留、外交、公用、四番目は準ずる方々といふ

での定義が法案の中にきちっと明記をされているということです。

ちょっと細かい話なんですが、四番目の、準する者というのは、何か具体的に想定しているものがあるのか、それともこれはその都度考えていくのか、その辺はいかがでしょうか。

○西川政府参考人 これは今後詰めていくことになるというふうに思いますが、現在考えておりますのは、例えば、亜東関係協会、台湾の関係の本邦の事務所の職員の方々であるとか、それから駐日パレスチナ総代表部の職員の方々やその家族等について、今念頭に置いております。

○赤池委員 よくわかりました。当然そういう形でなってくるということで、外交・公用ではないということ、さまざま国際関係の中での政治的な判断ということにこういったものが活用されるということはよくわかりました。

続きまして、先ほども既に在留カードを前提とした質問もさせていただいているんですが、在留カードとは何か、新たな在留管理制度における、どのように位置づけられるのかということを改めてお聞かせ願いたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

在留カードとは、法務大臣が我が国に中長期間在留する外国人に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴って交付する文書をいうということをございます。

新たな在留管理制度におきましては、法務大臣が我が国に中長期間在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することになるところ、在留カードには、法務大臣が把握している情報の重要な部分が記載され、記載事項に変更が生じた場合には変更届け出がなされることにより、常に最新の情報が反映されることになります。そのため、外国人は就労活動を行う際や各種の行政サービスを受ける際に、在留カードを提示することによって、みずからが適法な在留資格をもつて我が国に中長期間在留すること

を簡単に証明することができるようになります。

このように、在留カードは、我が國に中長期間適法に在留することができる外国人であることを明瞭にするものであると同時に、法務大臣による継続的な情報把握を担保するものであり、新たな在留管理制度の根幹をなすものというふうに言えます。

○赤池委員 ありがとうございます。

そういう面では、今まで入国時または更新時といいう、点の把握だったものが、当然、中長期といいう形で在留なさる方にとっては線のチェック、管理がしつかりできるという形の中核的な仕組みが今回も在留カードという形だということで御教示をいただいたところがあります。

これは当然、この法案がいつ通るかということと絡むわけなんですが、システム含め、予算や体制含めて、準備というのも相当必要になつてく

るというふうに思っているんですが、これは大体いつぐらいから導入するのかというような、何が現時点としての見込みがあればお聞かせ願いたいと思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度を開始するためには、もちろん入管の方の各種設備、システムもそななんですが、全国の市区町村との情報

のやりとりの問題もございます。したがって、開始までは、法律の公布から三年以内の政令で定める日に施行をさせていただきたいというふうに考えております。

○赤池委員 当然、システムが膨大だということと、今言つたように市区町村との連携というものも出てくるということなんですが、在留カードの交付対象となる、中長期的に日本に適法に在留なさいている方の対象人員、人数、一体どれぐらいい、当然これは変化するものでありますけれども、最新時点、それから今後の見込みも含めて、局長にお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 これはあくまで概数でござりますが、平成二十年十二月末現在の外国人登録者のうち、除外されるものもございますが、法改正

後の中長期在留者、つまり、この対象になる者の数の概数は、約百七十二万四千人ということになります。おおむねこれくらいの数の外国人が在

ざります。従前の例ですと外国人登録者は徐々にふえておりましたので、今後どのような変化になるか、これが、従前よくわかりませんけれども、相当数の方々がその対象になるのではないかというふうに思つております。

○赤池委員 一口に百七十二万人ということでありますから、莫大な情報が出てくるという形にならぬかというふうに思いまして、当然上下、左右の情勢によって変化をするとということですが、今までの状況を見てみればふえるということがあるので、相当の周到な準備が必要になるのかなどといふにも感じております。

そんな中で、先ほど、地方自治体、今まで外国人登録は法定受託事務として市区町村が窓口で対応していたわけでありまして、そうなつたときに、今回、当然連携という対象になるわけでありますから、不法滞在者において、住民基本台帳制度にかかる対象となるのかどうかということも含めて、もう一度局長にお伺いしたいと思いま

す。

○西川政府参考人 住民基本台帳の改正につきましては総務省の方の所管でございますが、不法滞在者は住民基本台帳制度の対象とはならないといふふうに承知をしております。

○赤池委員 改めて、当然のことといえば当然ですが、今まで、一緒にどんぶりみたいな部分があつたとあります、ここからはつきり明確になる。当然、そうなると、住民基本台帳制度といふものの中でしつかり、入つていかない

という形になるということになります。

そういう面で、改めて、在留カードとは何か、若干前に戻るんですが、局長の中でもう一回確認したいのは、今までの外国人登録証のいわゆる見目と今回の在留カードというのが一体何が違うのか、ちょっとそこをもう一回確認させていただ

きたいということでありまして、当然、これは後ほど質問する偽変造の部分ということにもなつてきます。

ほどの外見証といふのはラミネート加工みたいな形があつたというふうに思つてます。が、その一方で、今回は当然新しいシステムを考えていらっしゃるのかなというふうに思つております。

○赤池委員 まずは、在留カードの記載事項

ということです。改めて申し上げたところ、在留カードを持つているということ自体で中長期の何らかの在留資格を有している、これは明らかになる。さらにその上に、記載面には、例えば就労制限の有無、それから資格外活動許可を受けているときはその旨が記載されることになりますので、事業主等はそれを見ただけでどうなじみがあるかといふことになります。それが、在留カードを持つているということ自体で中長期の何らかの在留資格を有している、これは明らかになる。さらにその上に、記載面には、例

えば就労制限の有無、それから資格外活動許可を受けているときも、その旨が記載されることになりますから、不法滞在者において、住民基本台帳制度にかかる対象となるのかどうかということも含めて、もう一度局長にお伺いしたいと思いま

す。

○赤池委員 これは平成十八年に導入した生体認証もそななんですが、最新の科学技術を活用して、情報管理それから偽変造防止ということで、新しいカードになつてくるということを確認させていただきました。

今回、在留カードというものをしつかり導入するということによつて、不法滞在者には交付されない。当然これによつて、今まで外国人登録証といふのが、不法滞在者、「在留なし」ということで、登録さえすれば支給されていたものとの違いが、先ほど確認をさせていただいたように出てく

るということでありまして、この在留カードを交付するという以外に、今回不法滞在外国人対策に資する制度が何かあるのかどうか、お伺いさせていただきたいと思います。

○西川政府参考人 今回の改正におきまして、不

法滞在者対策に資する制度として在留カード以外
ということでござりますが、まず第一点として、
法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担
保するための届け出事項についての事実の調査が
できるようになっております。第二点は、外国人
が、これは所属機関が在留資格に絡む場合だけで
ございますが、その所属機関等に変更が生じた場
合には法務大臣に届け出なければならないということ
ことになつております。また、外国人の所属機関
の側が外国人の受け入れ状況について法務大臣に
届け出なければならぬことを明文化することに
よりまして、外国人、所属機関双方からの情報を
照合、分析することが可能となつて、情報の正確
性が確保されるということになります。

また、在留資格取り消し事由を新設するという
ことがござります。

となど、届け出事項についての事実の調査をその内容としております。

○赤池委員 そういう面では、本人に聞くということはもちろんなんですが、本人のみならず、関係先、関係人にも、出頭する、来てください、質問をする、それから文書提示、資料を出してくださいという形での事実関係の調査がしっかりとできるという形で、公私の団体へも照会ができるということでありまして、この辺は言つてみればほぼ制限なく聞くことができるということでよろしいんでしょうか。

○西川政府参考人 あくまで入管法の処分等に必要な範囲内、それから在留の管理上必要な範囲内での情報を集めることができる、こういう趣旨でございます。

○赤池委員 これは、いや、調査は勘弁してくれといつて拒否したりする場合は、何らかの罰則関係での情報を集めることができる、こういう趣旨で

いうことは当然なるわけでありますから、当然
これは、本人、関係先を含めて双方のメリット
なるということではないかと思いますし、それが
そもそも今回の、しっかりと確認をする、点から始
へという流れでありますから、当然というふうに
なつてくると思つております。

それから、調査権以外に、在留期間の途中で変
更が生じた場合に法務大臣に届け出るということ
が規定をされているということでありまして、生
ほど何度も繰り返させていただいている、点だけは
ではなくて線でしつかりチェックするということ
なんですが、その届け出るべき事項についての其
本的な考え方を改めてお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度におきま
しては、対象となる外国人は、氏名 国籍、住民
地等の在留カード記載事項のほか、その在留資格
に応じて身分関係や所属機関について在留期間の
途中で変更が生じた場合には、隨時法務大臣に届
け出なければならぬことにしておりま

やつていくということを聞かせていただきました。
それから、あと、配偶者の問題ということであ
りまして、これは当然重要なポイントで、在留許
可をいただく中での日本人の配偶者の存在とい
うことが大変重要である。そうなると、結婚したか
らいられるのに、それが偽装結婚であつたりまた
は偽装認知などいうことになつたら、これは当然
解消しなければいけないということもあつて、そ
れをしっかりと確認していくことになるんで
すが、その一面、最近、いわゆるDVといいます
か、ドメスティック・バイオレンスという形で、
どうしようもなく離れるを得ないというような
状況に立ち至る可能性もないとも言えないといつ
た場合に、どのような形で対応なさるのかもお聞
かせいただきたいと思います。

によらないで、例えばDVの被害者になつたということで、なかなか婚姻関係が継続しがたい、このような場合もあるうというふうに思います。その場合につきましては、他の在留資格への変更が可能であるという場合が多くろうというふうに思いますので、在留資格変更の許可申請をさせて、引き続き在留を認めるということになる場合が多かろうというふうに思つております。

○赤池委員 そういう面では、非常に、調査権を含めて、しっかりと事実を確認した上で対応をとつてくるということではないのかなというふうに思つています。

それから、先ほども何度か出しております、今回の法改正で雇用先、学校、研修先などの所属機関の届け出義務を規定しているわけですが、改めてその趣旨というものをお伺いさせていただきたいたいと思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度におきましては、学校や研修先など、所属機関から受け入れ

いうことは当然なるわけでありますから、当これは、本人、関係先を含めて双方のメリットとなるということではないかと思いますし、それだとそもそも今回の、しっかりと確認をする、点から始めていう流れでありますから、当然というふうになつてくると思つております。

それから、調査権以外に、在留期間の途中で変更が生じた場合に法務大臣に届け出るということ、これが規定をされているということでありまして、牛ほど何度も繰り返させていただいている、点だけではなくて線でしっかりとチェックするということなんですが、その届け出るべき事項についての甘本的な考え方を改めてお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度におきましては、対象となる外国人は、氏名、国籍、住居地等の在留カード記載事項のほか、その在留資格に応じて身分関係や所属機関について在留期間の途中で変更が生じた場合には、隨時法務大臣に届け出なければならないということにしておりま

す。

具体的には、入管法の別表第一の在留資格中所属機関の存在が在留資格の基礎となつてゐる者については、勤務先、契約の相手方、留学先、修学先等の所属機関から移籍したり、その名称や所在地に変更があつたときは、その都度届けてもらひうということになりますし、例えば、日本人の配偶者としてその在留資格で在留する者については、配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となつておりますので、例えば離婚や死別等、その変動が生じた場合については隨時届けていただくということになります。

○赤池委員 当然これは、外国人だけではなくて、日本人にとつても住所というのは社会生活を営む上で基礎、基盤であります。その住所が得られないということで、昨今の雇用問題を含めてステイ、いろいろ捜しても見つからないということありますので、しっかりとその辺を把握する。それが把握できないということでの、不法滞在、オーバー

となるわけでありますので、その辺をしっかりとやつていくということを聞かせていただきました。

それから、あと、配偶者の問題ということでありまして、これは当然重要なポイントで、在留許可をいただく中での日本人の配偶者の存在ということが大変重要である。そうなると、結婚したからいられるのに、それが偽装結婚であったりまたは偽装認知だということになつたら、これは当然解消しなければいけないということもあって、それをしっかりと確認していくことになるんですが、その一面、最近、いわゆるDVといいますか、ドメスティック・バイオレンスという形で、どうしようもなく離れるを得ないといふような状況に立ち至る可能性もないとも言えないといつた場合に、どのような形で対応なさるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○西川政府参考人 確かに、日本人の配偶者の場合は、その身分において我が国に在留しているということになりますが、中には、本人の帰責事由によらないで、例えばDVの被害者になつたということで、なかなか婚姻関係が継続しがたい、このような場合もあるうといふふうに思います。

その場合につきましては、他の在留資格への変更が可能であるという場合が多かろうというふうに思ひますので、在留資格変更の許可申請をさせて、引き続き在留を認めるということになる場合が多くなるうといふふうに思つております。

○赤池委員 そういう面では、非常に、調査権を含めて、しっかりと事実を確認した上で対応をとつくるということではないのかなといふふうに思つています。

それから、先ほども何度か出ております、今回の法改正で雇用先、学校、研修先などの所属機関の届け出義務を規定しているわけでありますが、改めてその趣旨というものをお伺いさせていただきたく思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度におきましては、学校や研修先など、所属機関から受け入れ

○西川政府参考人 今回新設した調査権は、法務大臣が中長期に在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、届け出事項に係る情報の正確性を確保することにより、これらの外国人の在留の公正な管理を実現しようとする趣旨で設けたというものでござります。

この調査権は、外国人その他の関係者に対して出頭を求め、質問をし、または文書の提示を求めてことや、公務所または公私の団体に照会すること

となど、届け出事項についての事実の調査をその内容としております。

○赤池委員 そういう面では、本人に聞くといふことはもちろんなんですが、本人のみならず、関係先、関係人にも、出頭する、来てください、質問をする、それから文書提示、資料を出してくくださいという形での事実関係の調査ができるといふことでありまして、この辺は、言つてみれば、ほぼ制限なく聞くことができるということでよろしいでしようか。

○西川政府参考人 あくまで入管法の処分等に必要な範囲内、それから在留の管理上必要な範囲内での情報を集めることができる、こういう趣旨でございます。

○赤池委員 これは、いや、調査は勘弁してくれといつて拒否したりする場合は、何らかの罰則關係はあるんでしょうか。

○西川政府参考人 罰則は設けておりませんので、任意で協力を願うということです。

○赤池委員 その辺は、言つてみれば、法律に調查権があるよといつても、いやいや、罰則がないよといふことで協力しないなんという形になりはしないかなというふうに思つてますが、その辺はいかがでしようか。

○西川政府参考人 確かに直接の罰則等は設けていませんが、まず、当該外国人につきましては、もともと、在留資格に疑義が生じた場合は、それを解消しなければ、例えば取り消しの対象になつたり、更新においての扱いが結果的に不利益になつた場合が多いというふうに思いますので、協力はとながら、その外国人が正規に在留するといふことは見込めるものというふうに思つております。それから、例えば外国人の受け入れ機関等についても、外国人の受け入れに当たつて、当然のことながら、その外国人が正規に在留するといふ点については協力することが当該機関の利益になると見込めるものというふうに考えております。

いうことは当然なるわけでありますから、当これは、本人、関係先を含めて双方のメリットとなるということではないかと思いますし、それだとそもそも今回の、しっかりと確認をする、点から始めていう流れでありますから、当然というふうになつてくると思つております。

それから、調査権以外に、在留期間の途中で変更が生じた場合に法務大臣に届け出るということが規定をされているということでありまして、牛ほど何度も繰り返させていただいている、点だけではなくて線でしっかりとチェックするということなんですが、その届け出るべき事項についての甘本的な考え方を改めてお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度におきましては、対象となる外国人は、氏名、国籍、住居地等の在留カード記載事項のほか、その在留資格に応じて身分関係や所属機関について在留期間の途中で変更が生じた場合には、隨時法務大臣に届け出なければならないということにしておりま

す。

具体的には、入管法の別表第一の在留資格中所属機関の存在が在留資格の基礎となつてゐる者については、勤務先、契約の相手方、留学先、修学先等の所属機関から移籍したり、その名称や所在地に変更があつたときは、その都度届けてもらひうということになりますし、例えば、日本人の配偶者としてその在留資格で在留する者については、配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となつておりますので、例えば離婚や死別等、その変動が生じた場合については隨時届けていただくということになります。

○赤池委員 当然これは、外国人だけではなくて、日本人にとつても住所というのは社会生活を営む上で基礎、基盤であります。その住所が得られないということで、昨今の雇用問題を含めてステイ、いろいろ捜しても見つからないということありますので、しっかりとその辺を把握する。それが把握できないということでの、不法滞在、オーバー

となるわけでありますので、その辺をしっかりとやつていくということを聞かせていただきました。

それから、あと、配偶者の問題ということでありまして、これは当然重要なポイントで、在留許可をいただく中での日本人の配偶者の存在ということが大変重要である。そうなると、結婚したからいられるのに、それが偽装結婚であったりまたは偽装認知だということになつたら、これは当然解消しなければいけないということもあって、それをしっかりと確認していくことになるんですが、その一面、最近、いわゆるDVといいますか、ドメスティック・バイオレンスという形で、どうしようもなく離れるを得ないというような状況に立ち至る可能性もないとも言えないといつた場合に、どのような形で対応なさるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○西川政府参考人 確かに、日本人の配偶者の場合は、その身分において我が国に在留しているということになりますが、中には、本人の帰責事由によらないで、例えばDVの被害者になつたということで、なかなか婚姻関係が継続しがたい、このような場合もあるうというふうに思います。

その場合につきましては、他の在留資格への変更が可能であるという場合が多かろうというふうに思いますが、在留資格変更の許可申請をさせて、引き続き在留を認めるということになる場合が多くなるというふうに思つております。

○赤池委員 そういう面では、非常に、調査権を含めて、しっかりと事実を確認した上で対応をとつくるということではないのかなというふうに思つています。

それから、先ほども何度か出ております、今回の法改正で雇用先、学校、研修先などの所属機関の届け出義務を規定しているわけでありますが、改めてその趣旨というものをお伺いさせていただきたく思います。

○西川政府参考人 新たな在留管理制度におきましては、学校や研修先など、所属機関から受け入れ

になつてゐるのかなということでありまして、それは相当効果を發揮するのではないかなどということを、今聞いて改めて思つたわけあります。

そんな在留カード及び特別永住者証明書の偽造行為を、こういう偽変造そのものでも強制退去事由だという形にした趣旨について、もう一度お伺いをしたいと思います。

○西川政府参考人 この在留カードそれから特別永住者証明書も同じでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、極めて社会的に利用される場面が予想されて、その信用性を保護する必要が非常に高いと思われます。また、これらに対する偽変造等の行為が外国人によつてなされるということもあり得る事態でございますので、刑罰で处罚をするという以外に、このような行為を行つた者についてさらに厳正に対処する必要があることから、退去強制事由ともしたということをございます。

○赤池委員 そういう面では、罰則をそれだけ大きく広げ、さらに、外国人であれば強制退去という形を明確にしたという形ではないのかなというふうに思つております。

○赤池委員 そういう面では、罰則をそれだけ大きく広げ、さらに、外国人であれば強制退去といふことは、研修・技能実習制度が導入をされて、外国人に対する在留管理制度が厳格化をされている。きょうはこの後同僚議員の質問もあると思うますが、その一方では、在留期間の上限伸長であつたり、再入国許可の緩和ということで、適法に在留する外国人の利便性の増大もあわせて入つてゐるわけでありますけれども、こういう形で、日本は、きちんとルールを守る方には、適法の方にはしっかりと対処する、しかしその一方で、ルールを守らない方については厳格に対処するという、信賞必罰といふことが今回の法改正の中で明確になつてゐるところです。

きょうは、これ以外にも、法改正の中には、研修・技能実習制度、または在留資格「留学」及び「就学」の一本化という形での意義も含まれております。それに関して簡単に局長の方から、概要意義だけ教えていただきたいと思います。

○西川政府参考人 研修・技能実習につきましては、研修・技能実習の本来の趣旨ではなく、低賃金労働者として扱つてさまざま不正行為が発生しているということから、研修生、技能実習生の保護の観点から主として見直しを図るというものでございます。

それから、留学、就学の一本化につきましては、これを一本化することによって、現在、就学、留学で來ている人たちについて、例えば就学から留学への在留変更申請等がなく進めるということで、利便性を図るということを目的としたものでございます。

○赤池委員 きょうは、新たなる在留管理制度といつという形になつてくるのかなというふうに思つております。現在の状況、問題を非常にしつかり踏まえておりまして、在留カードの導入、それから調査、さらに在留資格取り消し、それから偽変造防止などということで、多面的な、現在の状況、問題を非常にしつかり踏まえた形での法改正ではないのかなというふうに思つております。

○赤池委員 きょうは、新たな在留管理制度といつという形の中で、戦後の中でも非常に大きな改正の一歩といつという形になつてくるのかなというふうに思つております。現在の状況、問題を非常にしつかり踏まえた形での法改正ではないのかなというふうに思つております。

新しい在留管理制度が導入をされて、外国人に対する在留管理制度が厳格化をされている。きょうはこの後同僚議員の質問もあると思うのですが、その一方では、在留期間の上限伸長であつたり、再入国許可の緩和ということで、適法に在留する外国人の利便性の増大もあわせて入つてゐるわけでありますけれども、こういう形で、日本は、きちんとルールを守る方には、適法の方にはしっかりと対処する、しかしその一方で、ルールを守らない方については厳格に対処するという、信賞必罰といふことが今回の法改正の中で明確になつてゐるところです。

きょうは、これまでに在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、十分に検討した上で行つています。異議申し立てが出たらすぐ 在留特別許可を認めるといったような筋合いのものではございません。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要らないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりとやつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

なつても、最後の最後、異議申し立てだ何だから

だで上まで行つたら大臣が特別許可を出すのであ

れば、結局こういつた問題がしり抜けになるんじやないか。

これは一部、マスコミに出てゐる話なんですが、不法滞在半減プロジェクトのため、優良とさ

れる一部外国人について在留特別許可を与えて、わざわざ不法滞在半減プロジェクトを進めている

んじやないかなんということまでやゆされてしま

う。

これだけはじめて法務当局、入管行政がしっかりと

やつていいながら、最後の最後で温情を出したこ

とによつての、法治国家としての厳格性が疑われることになりかねないという形になつてしまふ

ではないかというふうに思つておりますので、改め大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 在留特別許可を出すか出さないかの判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理

由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配

慮の必要性、さらには我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案し、いただく、ただし、そうであれば積極的に認めますようという積極的な事由、理由というものは要ら

ないんじゃないかな、私自身はそう思つております。

そういう面では、在留特別許可のガイドラインを、まあ、わかるんです、法律を犯したら帰つてないよう対応を改めてお願ひしたいというふうに思つております。

○赤池委員 やはり、これが言つてみれば前例となつて、前回も局長は、前例ではないと、ケ

ース・バイ・ケース、今大臣も御指摘になつた。た

だし、国民の中では、それがきっかけとなつて、さ

り国民にとつては、今までも厳格であつて、さら

にこれをせつかくこれだけ厳格化するという形に

「て国際化」ということのスローガンに沿つた法改正ということをありますので、高く評価をして、いち早く改正を実現していただきたいというふうに思つておりますし、法をつくつても、具体的にそれに魂を入れて動かしていくというのは、まさに法務大臣をトップとした、法務行政に携わる皆様方一人一人であります。予算、人員含めて、我々立法院の一員としてもきちっと対応させていただきたいというふうに思つております。

私たちには、冒頭述べましたように、国家国民、日本のために、こういった国際化の中でしっかりとルールを守る、そのために引き続き全身全霊で頑張つてまいりたいことを申し上げまして、質問とさせていただきたいと思います。

きょうはありがとうございました。

○山本委員長 次に、近江屋信広君。

○近江屋委員 自由民主党の近江屋信広であります。

法務大臣が参議院から戻られましたので、法務大臣初め、幾つか御質問をさせていただきたいと思います。

本法律案、現行の出入国管理及び難民認定法、それが一つ、もう一つは外国人登録法という二つの制度によつてこれまで在留管理を行つてきましたが、今回、法務大臣が公正な在留管理制度に必要な情報を一元的にかつ継続的に把握しよう、それによって公正・適正な在留管理をしようという制度である、そういう趣旨であると理解をいたしております。同時に、適法に在留する外国人に対しても、ちゃんととしたメリットがあるよ、便利さが高まるよということもあわせて措置している、そういう制度である、そういう改革であると理解をいたしております。

それにつきまして、現行の在留管理制度、幾つかの問題点が現在あるわけでありますが、どういう問題点があるのか具体的にお示しをいただきまして、そして、本改正によつてこの問題点がどのように改まるのか、その点、法務大臣からお聞か

○森国務大臣 現行の制度では、法務大臣は、入管法に基づきまして、外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行う際に、外国人から必要な情報を取得しております。一方在留期間中ににおける事情の変更については、市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することとしております。

近年、我が国の国際化が進展いたしまして、新規入国者数が著しく増加するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加してまいりました。また、我が国に在留する外国人の構成も大きく変化してきておりますことなどから、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が大変困難になつてております。

そこで、今回の改正により、現行の入管法に基づいて行つている情報把握と、外国人登録法に基づいて市区町村を通じて行つている情報把握の制度を改めまして、適法な在留資格をもつて我が國に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものでございます。これにより、在留管理に必要な情報を正確に把握できるようになります。

また、新たな制度の構築を前提として、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の見直しなど、適法に在留する外国人に対する利便性を、委員から御指摘もあつたところでござりますけれども、向上する措置の実施が可能となるわけでござります。

○近江屋委員 先ほど赤池議員からも指摘がありました。まさに、外国人の入国時並びに在留期間の更新時、その二つの時点、いわば点の管理だけだったものを、今度は線の管理をやっていこう、それ、在留の途中の経過、事情変更等もしつかりと法務大臣が把握していくこうということで、適正、公正な在留管理をするという大変適切な改革だと思いますので、この法案施行の折には、きちんと機能するよう方に全な運用をしていただきたいものだなと思うわけであります。

続きまして、我が国には適法に在留する外国人と不法滞在者がおるわけであります。先ほどより来議論をされておりますが、不法滞在者は今どのくらいおるのか。その不法滞在者のうち、認められた期間を過ぎて滞在している、オーバーステイの不法滞在者というものはどのくらいいるのか、また、密入国人などの不法入国者はどのくらいいるのか、教えてください。

その上で、今回の新しい制度では、対象とする外国人に在留カードを交付することとしましてこの在留カードを通じて外国人の在留管理を行なうことになりますけれども、不法滞在者を減らしていく効果は当然あると思います。それは、不法滞在者にもこれまで外国人登録証明書を交付していましたということがありまして、不法滞在を容易にしていたといふことがありましたから、今回の制度改正によつて不法滞在者を実際減らしていく効果はあるんだろうと思います。

先ほど入管局長から、不法滞在者半減計画のもので一定の成果があつたという報告、答弁がありました。が、実際、どのくらい、大幅な減少になるのかどうなのが、劇的に減らすことができるのか、その辺の見込みというか、その点を法務当局にお伺いをいたします。

○西川政府参考人　まず、不法滞在者の数でございますが、本年一月一日現在、我が国に不法残留している者の数は、これは電算統計上ということですけれども、十一万三千七十二人でござります。なお、これ以外に、船舶密航等による不法入出国者がいるということになります。これはあくまでも推計値でございますが、大体一万五千人から一万三千人の間ではなかろうかというふうに見込込んでおります。

次に、在留カードの導入によりまして不法滞在者対策になるのではないかということの御質問だと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、現在の外国人登録制度におきましては、不法滞在者にも外国人登録証明書が交付されまして、さまざまな場面において身分証として使われるこ

となどから、時には一般の方に正規滞在者の誤解を与えるというような問題点も指摘されているということです。

新たな在留管理制度におきましては、在留カードは適法な在留資格を有する者だけに交付をされます。また、在留カードには、その外国人の在留資格、期間のほか、就労の可否等が券面上明確に記載されるということになりますので、事業主等は当該外国人について在留資格や資格外活動許可の有無の判別を極めて容易に行うことができるようになります。

これらのことから、新制度においては不法滞在を継続することが相当困難となつて、この法改正は不法滞在者を減らす効果も有するものというふうに考えております。

○近江屋委員 今回の新制度においては、外国人に居住地の届け出など必要な義務を課しております。対象者は、その義務をしっかりと自覚してもらつて、義務を果たすということが求められるわけであります。

そのような義務を守らせるために、法務当局としては今後どのような具体的な措置を講じていかれるのか。法文の中にも義務違反者には一定のペナルティーがあると思いますが、それ以外に窓口でしっかりとこういう義務があるよということを説明する、注意を喚起する、あわせて周知徹底する、どのような具体的な措置を考えておられるのか、お聞かせください。

○西川政府参考人 委員御指摘のとおり、現行制度におきましても、新しい制度におきましても、外国人に申請や届け出の義務があることをきちんと理解してもらうということは大変重要なことであるというふうに考えております。

現行の外国人登録制度におきましては、在留外国人の方々に対し居住地などの登録事項について各種申請義務が課されておりますけれども、その義務履行を呼びかけるためのポスターを各國語版として作成し、市区町村や地方入国管理局において掲示、案内するなど広報、周知に努めるとともに

おり、常時携帯義務が課せられておりますけれども、一体、その常時携帯義務というものの必要性というか意義というか、それを教えていただけませんでしょうか。

者が依然として多数存在する、さまざまな問題を発生させている現在の状況のもとにおきまして、外国人の身分関係、居住関係、在留資格の有無等を即時に把握するということが必要であるところ、このような目的を達するために、在留カードの常時携帯義務が必要かつ合理的なものであるとうふうに考えております。

それで、そのままでいいのかどうなのかです。国連の自由権規約委員会が、この常時携帯義務についてもそのあり方について指摘しております。そんな国連の自由権規約委員会の勧告も踏まえながら、今のままの常時携帯義務でいいのかどうなのか。もう少しそれぞれの立場立場に沿ったきめ細かな制度づくりが必要ではないのかどうなのか、その辺のあり方を今後よく研究検討していただきたいものだなと思うわけであります。

その点、いかがでしょうか。

○西川政府参考人 先ほどお答えいたしましたとおり、在留カードは一般の外国人の方々でござい

ますか やはり日本人とは異なりまして その身 分関係等についてまさに現場で証明していただき 必要があるという必要性はいささかも減じていな いというふうに考えております。
それから、特別永住者については、その定着性

だと歴史的な経過で一般の外国人の方とは違つてはるうに思われますけれども、やはり外国人であることは変わりはございませんし、それから、特別永住者に成り済ますというふうな事案についても発生の危険性はあるわけで、現段階においてはやはり常時携帯義務を維持するというのが相当であるというふうに考えております。

○近江屋委員 それでは、その當時持帶義務 計
　　外国人はどういう制度になつてゐるのか。アメリカ
　　とかヨーロッパとか、どういう制度になつておりますか。
　　そこのところをちよつと通告していなかつたの
　　で。それでは、諸外国の制度もしつかり研究し
　　て、国連の自由権規約委員会の勧告も踏まえて、
　　少し一緒に研究していきたいなと思いますので、
　　その点よろしくお願いいたします。
　　台湾、韓国、北朝鮮のそれぞれの特別永住者が
　　それぞれ日本社会の中で仕事を持ち、家庭を持
　　ち、そして納税もしていて、さらに日本社会の存
　　立に貢献している人たちが多々おられるわけであ
　　りますので、そういう人たちがわだかまりなく日
　　本人と共生をしていく、そういう社会が実現する
　　ことが望まれますし、先ほど指摘された特別永住
　　者と日本人との一元化、そろそろ徐々に一元化に
　　向けて検討していくべきときではないかなと、改
　　めて意見を申し上げる次第であります。
　　特別永住者の関係で北朝鮮に関することであり
　　ますけれども、平成二年、自民党的幹事長に私は
　　随行しまして平壤に行きました。それは当時、第
　　十八富士山丸の船長、機関士が抑留されていたも
　　のでありますから、そのことを主な議題として平
　　壤に行きました。その前日、社会党的土井たか子
　　さんが既に入つておりまして、みんなで一緒に
　　なつて北朝鮮当局と夜通し折衝、交渉いたしまし

翌日帰国の飛行機ももうセントされておりましたので、飛行機に乗る直前にその船長と機関士が釈放されまして、それで連れて帰ってきたということがございました。

和の時代だったのではないかなと思います。しかし、その後、拉致、核、ミサイルということが中心課題になりました。現在のような厳しい状況にあるわけであります。この拉致、核、ミサイルについては、我々は毅然とした対応、態度で臨んでいくべきであるということは言うまでもないところであります。

しかししながら、一方 第十五回 金日成主席との会見、超法規的措置で釈放という結果になった、そういうこともあります。一方で必要ではないかなと思う次第であります。そうして日朝関係をいろいろな方々の努力によって前進させて、日朝両政府がそれぞれの政府を承認していく。そうすると、さつき申し述べた、日本に住む北朝鮮籍の特別永住者も、有効な旅券を持って本国へ親戚に会いに行くとかいうことができるわけですから、そういう状況が訪れるよう、その環境づくりも大事だと思いつますので、その点、関係者の努力を期待したいなと思うところであります。

その点について、法務大臣、コメントがありますね。

○森国務大臣　台湾、韓国あるいは北朝鮮ということで、同じ特別永住者なのにどうしてそういう違いが出てくるのかということはございませんけれども、これはやはり、各国と日本の関係もありますし、実際問題として、北朝鮮の方については有効な旅券が入管法上ないということで、入管当局というか法務省においてなかなかそれを同一に扱うということは正直言つて難しいと思うんです。

それと先ほど局長から、局長としては各市町にいくことだというふうに思うんですけれども、今回の例えは常に携帯義務につきましても、社会秩序だとか、あるいは不法滞在者の抑止とか、そういうことに責任を持つ立場の法務省あるいは

點ではこれはベストな案だと思いますが、今の時は、まさに法政主義に基づいて、法秩序を守るという最大の使命を負っている入管行政において、法務大臣初め皆さんにおかれでは、適切な法律をつくっていただきたなと思うわけですが、今後どういったふうな事が進展していくかわかりません。

したがつて、国連の自由権規約委員会の勧告もありますので、常時携帯義務のところは、ぜひ、今後どういうあり方がいいのか研究していただきたいなど。それこそ答弁には立場上限界があるということはもつともなことでありますので、我々議論の一つの大きなテーマにしていきたいなどと思ふわけであります。

常時携帯義務の諸外国の例はわかりましたでしょうか。では、お聞かせください。

○西川政府参考人 今手元にある資料だけで申し上げますので、完全なものではないかもしれませんのが、諸外国における在留管理制度は各国一様ではありませんが、例えばドイツ、イギリス、アメリカ、韓国の制度を見ると、在留する外国人から人定事項や居住情報等の基本的な情報を取得して、継続的に把握制度を有しているという点においては、ほぼ共通をしております。

また、これらの国において、カード式そのほか

の滞在許可証や外国人登録証的なものを外国人に交付する等の方法で、適宜、外国人の在留情報を把握できる制度をとっていると承知しております。

それから、各国の対応でございますけれども、

今手元にある範囲で申し上げますが、フランスは、提示義務があつて、違反した場合には刑事罰に処せられる、ドイツは、提示義務に違反したときに秩序法違反、秩序罰に処せられる、イギリスは、指紋をカード及びシステムに登録することによって管理しているので、携帯義務提示義務は付していない、アメリカは、永住者について携帯義務、提示義務があり、違反した場合は刑事罰、韓国は、携帯義務、提示義務違反は刑事罰という整理になつておるようでございます。

○近江屋委員 わかりました。常時携帯義務、諸外国の例も踏まえながら、我々もよく勉強していきたいと思っております。

この新法は、成立後三年経過して施行ということがなつております。三年間で日朝関係もどうなつておられるかわかりません。改善できるようにそれぞれの立場で努力すべきことありますが、日朝関係が好転したら、それに柔軟な対応ができるようなことも考えながら、関係各位の御努力を期待いたします。また、私自身も含めて、我々いろいろな面で努力をしていきたいということを申し上げ、私の質問とさせていただきます。

○山本委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

それでは、早速質問をさせていただきたいと思います。

今回の改正案は、法務大臣が我が国に在留する外国人の在留管理に必要な最新の情報を一元的に正確かにつ続的に把握する制度というものを構築しているわけでございます。この制度の構築によつて把握した正確な情報を、不法滞在者、不法就労者対策を含め、入管行政に有効に活用することで、入管行政に対する国民の信頼が高ま

るということが期待できます。と同時に、適法に在留する外国人が、より安定的で活動しやすくなるための諸方策を講じることができるようになります。

今回の改正法案は、このように、新たな在留管

理制度を導入して情報の把握と活用を的確に行えるようにすると同時に、適法に在留する外国人の利便性の向上のための措置を講じておるということで、私どもは積極的にこの意義を評価したい、というふうに考えておる次第であります。

そういう中で、日弁連等が、この新たな在留管

理制度の導入についていろいろと懸念を示しております。

例えば、国が外国人の生活の細部に立ち入つて個人の生活を監視することを許し、外国人が犯罪の温床となつてゐるのではないかという偏見や差別を助長するおそれがある。また、プライバシー権ないし自己情報コントロール権の保障、外国人の差別的取り扱いの禁止等の観点からの問題点を含むものであるところ、なぜ、平穏に我が国に在留する者も含めた外国人の在留管理を強化しなければならないか、立法の必要性を基礎づける個別具体的な立法事実の有無が厳格に検討されなきやいけない、こういうような懸念も示されているところでござります。

このような懸念に対してどのようにお答えされ

るのか、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思

います。

○森国務大臣 今までに、この法案の趣旨とねら

いをまことに的確に御説明をいただきました。

ちょっとと繰り返しになるかもしれません、新たに在留管理制度は、我が国に中長期に在留する

外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必

要するものであります。これを前提に、適法に在留する外国人の方については、在留期間の上限の伸

長や再入国許可の見直しなどの緩和措置を通じて、その利便性が向上することとなります。

また、新たな在留管理制度においては、法務大臣が得、保有する外国人の情報は、その在留資格に応じて真に必要な範囲に限定されることとなります。

臣が取得、保有する外国人の情報は、その在留資格に応じて真に必要な範囲に限定されることとなります。

例えば、現行の外国人登録法では、一部の例外

を除き、在留資格のいかんにかかわらず、二十項目の登録事項を定め、このうち十四項目について外国人に変更届けの義務を課しておりますが、今回の中ではこうした取り扱いを改めまして、各在留資格に共通した外国人本人の届け出義務を、氏名、生年月日、性別、国籍と住居地の五項目の基本事項に限定をしております。

また、所属機関や身分関係等の情報については、外国人の在留資格に応じ必要な範囲内に届け出されること、世帯に関する情報は、外国人に係る住民基本台帳制度の保有情報とし、入管法上は届け出義務を課さないとすることなど、必要な情報に限定するための措置を講じているところでござります。

このようなことから、新たな在留管理制度において、今触れられた御懸念のような問題はない」とお考えおります。

○大口委員 次に、今回の入管法等の改正によつて外国人登録法が廃止される、これを入管法に集約し、在留管理に必要な情報を一元的に把握する制度を構築することによって、外国人登録法が廃止されるということになるわけですね。これによりまして、市区町村において各種行政サービスを提供するなどの際に、外国人の方々の居住関係を正確に把握するための制度が必要だ、こういう観点から、昨年度に、外国人台帳制度に関する懇談会、これが開催されたわけであります。

この懇談会では外国人の有識者からもヒアリングを行つておるわけでありまして、例えば、その会に開催されたわけであります。

この懇談会では外国人の利便の増進が図られることがありますけれども、こういうよつた点につきましては、この懇談会で出されました外国人の有識者の方々の御意見を踏まえて、これを反映させることにして準備をさせていただいたというこ

とでござります。

○大口委員 次に、平成十五年の十二月に政府の

犯罪対策閣僚会議が作成した、犯罪に強い社会の実現のための行動計画、これによつて、当時約二

十五万人程度と推計されていた我が国の不法滞在者を今後五年間で半減させるということで、平成

向、共生時代、人権尊重の観点から、日本人と外人が差別なく共生できる近未来の日本を見据えた未来志向の制度を目指してほしい、こういう御意見が出たわけであります。

こうした御意見を踏まえて、今回、この御意見が住民基本台帳法にどのように反映されているのかについてお伺いしたいと思います。

○久元政府参考人 今回、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を提出させていただいておりま

すけれども、この改正は、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象に加えまして、住民票を作成して住民行政の基礎とするものでございま

す。

この法律案の改正に当たりましては、今委員から御指摘いただきましたように、学識経験者また自治体の実務担当者から成る懇談会を設置いたしまして、いろいろと御意見をお伺いしながら立案をさせていただきました。

今回の改正によりまして、市町村におきましては、日本人と同様に外国人についても住民として正確な情報を把握して住民行政の基礎とする、そして各種行政サービスの適切な提供が利用できるようになります。また、外国人住民にとりましては、住所変更等に伴う複数の行政サービスに係る届け出がワンストップ化される。そして、外国人と日本人とで構成される一つの世帯につきましても、世帯全員の住民票の記載事項証明書等が交付できるようになります。

こういった外国人住民の利便の増進が図られることがありますけれども、こういうよつた点につきましては、この懇談会で出されました外国人の有識者の方々の御意見を踏まえて、これを反映させることにして準備をさせていただいたというこ

とでござります。

○大口委員 次に、平成十五年の十二月に政府の

犯罪対策閣僚会議が作成した、犯罪に強い社会の

実現のための行動計画、これによつて、当時約二十五万人程度と推計されていた我が国の不法滞在者を今後五年間で半減させるということで、平成

あるいは警察等の御努力もありまして、平成十六年から不法滞在者半減の五ヵ年計画を開始し十六年現在約二十二万人であった不法残留者が平成二十一年一月一日現在では十一万三千七十二人になるということで、ほぼこの計画が達成されたと言えます。これは高く評価すべきことだと思います。

して、最近の不法滞在の手口は小団伙、分散化しており摘発しづらくなっているというようなことがありますとか、いろいろ巧妙になつていて、あるいはブローカーも介在している、こういうことで、事実、摘発方面隊による摘発件数及び摘発の人数は、平成十八年、約五千八百件、一万人であつたわけですが、これが平成二十年には七千八百件、件数はふえたわけですが、人数は九千六百人ということで、摘発人数がわずかながら減少傾向にあるところでございます。

このような中で、現行の入管法による外国人の在留管理には、在留期間の途中における事情の変更を十分に把握できないということで、いわゆる点の管理の問題があつた。こういう批判に対処するため、今回、法務大臣が一元的に必要な最新の情報を継続的に把握するということで、これも各委員からもお話をありましたように、言うなれば線の管理とするために本法案が提出されたものと理解しているわけでございます。

政策というのは、やはり目標が必要である、こういうふうに考えます。この法律案によりまして、在留カードのこと、あるいは事実調査のこと、それからバイオメトリックスの導入等も平成十八年にあつたわけですが、こういうふうに新しい在留管理制度が構築されることによつ

て、外国人の在留情報の管理をより適切にされ
たことがあります。そういうことで、この不
法滞在者半減五ヵ年計画に続く、不法滞在者の減
少に向けた計画を策定する必要があるのではないか、
こう考えるわけです。

政府は、平成十五年の計画では、五年間で半減
させる、こういう目標を掲げているわけでありま
すが、平成二十年の計画では削減目標を掲げな
かつたわけであります。今後、不法滞在者はどれ
くらいの期間でどれぐらいの人数を減少させていく
おつもりなのか、そして、こういう計画も、本法
が公布後三年以内には施行されるということもあ
りますし、またバイオメトリックスの効果も出て
おりますので、具体的に策定して国民の皆さんに
その目標を示していくことが、また不法滞在者対
策を推進させていくために大事なことだ、こう
いうふうに考えておりますが、法務大臣の御所見
をお伺いしたいと思います。

○森国務大臣 今、大口委員から御指摘ありまし
たように、平成十五年の犯罪に強い社会の実現の
ための行動計画におきまして、五年間で不法滞在
者を半減させようという数値目標が掲げられまし
て、結果的に、今お話をあったとおり、おおむね半
減を達成することができます。しかしながら、
こうした施策によって不法滞在者への対応が厳格
化されたことに伴って、偽装婚だと偽装留学など
身分や活動目的を偽り、正規在留者を装い我が
国で不法に就労するなど、偽装滞在者の問題が深
刻化しております。

そこで、平成二十年の同計画では、新たな在留
管理制度をも活用して、これら偽装滞在という悪
質事案への取り組みを強化することを目標にいた
しておりますけれども、偽装滞在対策というの
は、言うなれば数よりも質に重点を置く施策であ
りまして、今回については、数値目標は特に設定
をしておりません。しかし、当然のことながら、
まだ十一万人残っている不法滞在者についても、
引き続き着実な減少に努めてまいりたいと考えて
おりまして、このことは、新たな在留管理制度を

円滑に導入するためにも極めて重要なことである。ういうふうに思つております。

○大口委員 そういうことで、國民にわかりやすく、い目標をまたさらに示すということとも、大臣、御検討いただきたい、こういうふうに思つております。

次に、適法に在留する外国人の利便性の向上と、いうことで、在留期間の上限の伸長について、これは平成十九年六月に閣議決定された規制改革推進のための三ヵ年計画、ここにおいても、専門的、技術的分野の外国人の労働者については在留期間の上限を上げるべきであるとして、我が國に高度人材の外国人を在留しやすくするための政策も含まれていると考えるわけであります。そうであるならば、在留資格によつては、在留期間の上限は五年よりも長くてもよいのではないかなどという考えも成り立つと思います。

今回、在留期間の上限を五年とした趣旨をお伺いしたいと思ひます。

○西川政府参考人 今回の改正によりまして、我が國に中長期間在留する外国人の情報を作正確かつ継続的に把握することができるようになり、的確な在留管理を行うことが可能となるため、在留期間の上限を五年に伸長して、我が國に適法に在留する外国人の利便性の向上を図ることとしたいたしました。

しかし、外国人の在留状況の変化等の可能性を考慮した場合、在留管理を適切に行うためには、少なくとも五年に一度は在留期間の更新を求め、現在の在留状況の確認と在留継続の可否を判断することが必要と考え、この期間としたというものでござります。

ちなみに、なかなか各國の在留資格、在留期間の差というのは比較しづらい部分もあるのです。が、可能な範囲で調べましたところ、アメリカ、英國等で高度人材と認められる専門的技術者等に与えられる資格というのは三年というのが多いと、いう事情もございまして、この五年という期間が、特に他国と比較して短いということもないと

○大口委員 それからもう一つは、みなし再入国許可制度の新設でございます。これは、外国人の利便性を向上するという措置は、適法に在留する外国人の利便性を向上させる措置として非常に評価できるわけでございます。

この改正によって、適法に在留する外国人に対して、有効な旅券及び在留カードを所有する外国人は原則として一年以内の出国について再入国の許可を不要とする、そして特別永住者に対してもこれを二年以内とするということでございます。

このみなし再入国許可制度の新設など、在留する国人の利便性の向上を図ることは、これも世界的に競争の激しくなっている高度人材の受け入れについて、日本の競争力の強化にもつながつてゐる。優秀な人材をより多く受け入れるためにも、もっと日本を世界に開かれた社会にしていかなければならぬ、こう思うわけであります。

このみなし再入国許可制度を新設するに至った経緯、理由をお聞かせいただきたいとともに、諸外国において、在留する外国人の再入国についてどのような制度が運用されているのかもお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 みなし再入国制度とは、従前から、日本に長く在留する外国人の方々から、さまざまな方面からということですが、御要望を受けておりました。

今般、新たな在留管理制度が構築されて、在留管理をきちっとさせていただくということを前提に、みなし再入国制度の導入は可能ではないかと、いうふうに考えまして、在留カードを持している方、あるいは特別永住者の特別永住者証明書を持つている方については、あえて再入国許可を受けなくとも、一定期間であれば同じ資格で戻つてもられるということで出国できるという制度を導入したというものです。

各国の制度についてほぼらばらでございますが、把握している限りで申し上げますと、例えればアメリカと韓国につきましては、やはり長期に在留したといふものでございます。

留している方々につきましては、一年以内について、あえて何らかの許可を得なくても同じ資格で戻つてこられるという制度をとっているというふうに聞いておりますので、この制度も参考にさせていただいたということをございます。

○大口委員 そういう点では世界標準ということになつたわけであります。さらに、特別永住の方々に対しては配慮という形で、私どもこれは要望してまいりました。そういう点でこれも評価をしたいと思います。

ただ、二十六条の二のみなし入国の中では、有効な旅券ということにつきましては、今、近江屋先生からも御指摘の、北朝鮮籍の方の問題があります。北朝鮮に行くという問題とそれ以外の国に行くという問題もあるわけでありますけれども、これについては、問題点として、きょうは指摘にとどめておきたいと思っております。

次に、本改正案では、特別永住に係る再入国の有効期限の上限を四年から六年に伸長する措置が講じられたわけでございます。

これは、平成十一年の入管法の改正時に、衆議院において、「特別永住者に対する再入国

的経緯等にかんがみ、再入国許可制度の在り方に

ついて検討するとともに、人権に配慮した適切な運用に努めること。」こういうことで附帯決議がついておりまして、参議院におきまして、「特別

永住者に対するは、その在留資格が法定されるに

至った歴史的経緯等を十分考慮し、再入国許可制

度の在り方について検討するとともに、運用につ

いては、人権上適切な配慮をすること。」こういう

附帯決議がついているわけであります。

そして、昨年四月二十四日、私あるいは神崎頤

間と一緒に、民団の皆さんとともに、法務省、当

時鳩山大臣をお訪ねいたしまして、民団から大臣

に対して、特別永住者に係る再入国許可制度の適

用免除というようなことも要望したわけでござい

ます。そういうこともあって、今回いろいろと、

有効期限の伸長でありますとか、みなみ再入国許

可制度というのができたのではないかなどと思つて

いるわけであります。

特別永住者は、日本で生まれ育ち、日本に生活

の本拠を有していて、住民として納税義務を果た

して、地域住民として善隣友好を深め、地域社会

の一員として役割を担つておられますし、歴史的

なそういう経緯もございます。そういうことで、

なぞ

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

は、外国人の同一性の確認等のために入国管理局に出頭してもらう必要がございます。しかし、これらについては、そもそも変更する頻度が低いということに加えまして、例えば婚姻に伴つて氏名や国籍を変更した場合には、同時に在留資格の変更申請が必要なことも多く、それらのときはは当該申請に合わせて行うこともできることがあります。

次に、所属機関の変更や配偶者との離婚等について、外国人登録制度では一部の例外を除きまして在留資格の種別を問わず届け出義務が課されていましたが、新制度においてはこれを改め、前者については所属機関の存在が在留資格の基礎となつてゐる者、後者については配偶者としての身分が在留資格の基礎となつてゐる者に限ることとしており、外国人の負担を軽減しております。

また、確かに、永住者の在留カードの更新施設については、それが七年に一回ということとござりますが、その方法については、今後、インターネットや郵送など負担を軽減する措置を検討したいと考えております。

また、これらの届け出先は地方入国管理局になりますが、その方法については、今後、インターネットや郵送など負担を軽減する措置を検討したいと考えております。

○森國務大臣 については、今委員から御指摘のあった附帯決議を踏まえて、在留カード及び特別永住者証明書の携帯義務の必要性等について検討を行つてまいりました。このたびの法律案の提出に当たつては、今委員から御指摘のあった附帯決議がなされた平成十一年以降著しく増加をしておりまして、またその国籍も多様化しております。また、不法滞在者半減五ヵ年計画により、全体としての数は減少しているものの、我が国には依然として多くの不法滞在者が在留しており、外国人の身分関係等を即時的に把握する必要性は以前にも増して高まっているものと考えております。

そこで、特別永住者の証明書の携帯義務について、私もお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の入管法等の一部を改正する等の法律案では、あるいは特例法案で、特別永住者に対しても、現行の外国人登録法に基づく外国人登録証明書にかわつて特別永住者証明書の常時携帯義務を課すことになるわけです。

この特別永住者の常時携帯義務については、平成十一年の指紋押捺制度の廃止などを定めた外国

人登録法の一部を改正する法律案の審議においても、衆参の法務委員会で同様の附帯決議が付されている。平成十一年の八月十三日の衆議院法務委員会で付された附帯決議を紹介いたしますと、「外国人登録証明書の常時携帯義務の必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること。とりわけ特別永住者に対する検証」とあります。

対しては、その歴史的経緯等が十分考慮されなければならない。「こういうふうになつてゐるわけでは、参議院も同様の附帯決議がなされてゐる。立法府の附帯決議というの是非常に重いもので、参議院も同様の附帯決議がなされてゐる。」

現行の制度と同じく、特別永住者にこの証明書をばならない。「こういうふうになつてゐるわけでは、参議院も同様の附帯決議を踏まえて、外国人登録証明書の常時携帯義務」とりわけ特別永住者に対する義務の必要性、合理性についての検証が行われたのか、また、行われたのであれば、その内容について具体的に法務大臣にお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 このたびの法律案の提出に当たつては、今委員から御指摘のあった附帯決議がなされた平成十一年以降著しく増加をしておりまして、またその国籍も多様化しております。また、不法滞在者半減五ヵ年計画により、全体として、二十万円以下の罰金、これは刑事罰、たゞ、十万円以下の過料、行政罰といふことで修正されたわけですね。そして、附帯決議で「刑事罰の対象から除外された趣旨も踏まえ、いやしくも濫用にわたることのないよう努めること。」こういうことになつてゐるわけであります。

そこで、本年二月二十五日に民団の方々と一緒に法務大臣のところへ御要望いたしたときに、運用面において、従前と同様に十分な配慮をしたいとお答えをいたしました。そして、本法律成立後も、特別永住者のこの証明書の携帯義務違反については、弾力的に運用したい、こういふとも言つていただいたわけがございます。

そこで、近年、特別永住者が外国人登録証明書の義務違反で過料に処せられた事案があるのか、あるとしたら何件ぐらいなのかということをお伺いしたいと思います。

○大口委員 これにつきまして、私どもは本年二月の二十五日に、私そして神崎委員初め、我が党が過料となつた平成十二年四月一日以後、過料を存続させる必要があると考えております。

○大口委員 そういふことで、こういふ行政罰、過料というものを設けても、実際は、弾力的な運用ということで、携帯されない場合においても問題がない、こういうふうに特別永住者の方も受け入れをするように、こういう要望をしたところでござります。

そこで、これは特別永住者の証明書の常時携帯義務違反について、これは現行と同じく、十万以下の行政罰、過料に処する、こういうふうにしているわけですね。特別永住者の常時携帯義務違反については、平成十一年の外登法の審議において、二十万円以下の罰金、これは刑事罰、たゞ、十万円以下の過料、行政罰といふことで修正されました。

○森國務大臣 先ほども近江屋議員に御答弁申し上げたところでござりますけれども、私どもとしては、社会秩序あるいは治安、それから不法滞在者の抑止、こういったことに責任を持つ立場としては、最善の案と思つて提出をさせていただきました。

また、弾力的な運用といふことをこの間確かに申し上げましたけれども、この場でこれ以上のことを申し上げるのは御容赦をいただきたいと思います。

なお、いずれにしても、私どもは最善と思っておりますけれども、これから先は、国会での真摯な御議論を待ちたいというふうに思つております。

○大口委員 それでは、あと、もう時間もございませんので、今回、在留資格を、留学及び就学を一本化するということになつたわけあります。

これは、福田前総理の施政方針演説で、留学生三十万人計画ということで、二〇二〇年を目途に留学生の受け入れ三十三万人を目指す、高度人材受け入れとも連携せながら優秀な留学生を戦略的に獲得していくとおっしゃっていたわけあります。

切に在籍管理を行つてゐる教育機関に在籍する留学生に対しては、在留期間を伸長するということなどが適当であるというふうに考えており、具体的な在留期間としては、例えば大学の在籍期間である四年の在留期間を新設することなどを検討しております。

る。
第二章第二節中第五条の次に次の一条を加え
る。
留資格は、別表第一」の下に「の上欄(技能実習制度)の在留資格にあつては、二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくは口又は第二号イ若しくは口の区分を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項中「在

(上陸の拒否の特例)
第五条の二 法務大臣は、外国人について、前
条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又
は第九号の二に該当する特定の事由がある易

合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他、他の法務省令で定める場合において、相当

と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「二」の表記の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、「」を加え、同項第四号中「こと」の下に「(第五

条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、

第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。」を加える。

第十四条第一項ただし書中「該当する者」の下に「(第五条の二)の規定の適用を受ける者」にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつては

第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。」を加える。

る」を加える。
第十九条の見出しを「(活動の範囲)」に改め、

同条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付すことができる。

改正後の在留資格「留学」の在留期間について
は、新たな在留管理制度、これが導入されるに伴
いまして、同制度において、教育機関における在
籍管理の徹底が期待されるということになります。

在留資格「留学」及び在留資格「就学」の不法残留者数、これが減少しているということなども踏まえまして、留学生が安定的に勉学できるよう、適

会が入国者収容所長等に対し述べた意見及びこれを受け入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出国待機施設の視察等)

第六十一条の七の六 委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長に対して意見を述べるものとする。
前二条の規定は、前項に規定する事務を行ふ場合に準用する。

第七十条第一項第五号中「在留期間を」を「在

第七十四条の七中「第七十三条の二第一項第二号」を「第七十三条の二第二号」に改める。
第七十六条第一号中「違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた」を「違反した」に改め、同条第二号中「旅券」の下に「、乗員手帳」を加える。
第七十七条の二中「違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた」を「違反した」に改める。
別表第一中「第十九条」の下に「、第二十条の二」を加え、同表の二の表に次のように加える。

別表第一の四の表留学の項中「若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対する本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校」を、「高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」に改め、同表就学の項を削り、同表研修の項目中「技術、技能又は知識」を「技能等」に改め、「活動」の下に「二」の表の技能実習の項の下欄第一号及び「二」を加え、「及び就学の項」を削り、同表家族滞在の項目中「公用」の下に「技能実習」を加え、「就学若しくは研修」を削る。

第一条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「三年(特定活動別表第一の五の表の下欄ニに係るものを除く。)の在留資格にあつては、五年」を「五年」に改める。
第六条第一項ただし書中「第二十六条の規定による」を「第二十六条第一項の規定により」に改め、「許可を受けている者」の下に「(第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)」を加え、「第六十一条の一の十二の規定による」を「第六十一条の一の十二第一項の規定により」に改める。

第七条第一項中「許可を受け」を「許可を受けている者」に、「所持して上陸する外国人」を「所持している者」に改める。

「いる者」に改め、同条第七項第一号中「受けていること」を「受けている者」に改め、「所持している」の下に「者である」を加える。

第二節 在留
第四章第一節中第十九条の前に次の款名を付
する。

第一款 在留中の活動
第十九条の二の次に次の二款を加える。
第二款 中長期の在留

(中長期在留者)

もつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

一 三月以下の在留期間が決定された者
二 短期滞在の在留資格が決定された者

三 外交又は公用の在留資格が決定された者
四 前三号に準ずる者として法務省令で定め

(在留カードの記載事項等) るもの

第十九條の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項による。

別表第一の四の表留学の項中「若しくはこれに準する機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対しても本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校」を「高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準する機関」に改め、同表就学の項を削り、同表研修の項中「技術、技能又は知識」を「技能等」に改め、「活動」の下に「」の表の技能実習の項の下欄第一号及び二号及び三号を削り、同表家族滞在の項中「公用」の下に「技能実習」を加え、「就学若しくは研修」を削る。

第一条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

取消し等(第十九条—第二十二条の四)
二十四条の三) 条 第一節 在留、在留資格の変更及び
目次中 第二節 在留の条件(第二十三条—第二
三節 出国(第二十五条—第二十六
二款 中長期の在留 第十九条の三—第十九条
一 款 在留中の活動(第十九条・第十九条の二)
二款 在留資格の変更及び取消し等(第二十条—
三节 在留の条件(第二十三条—第二十四条の三)
四节 出国(第二十五条—第二十六条の二)

第一卷第十号の「第六号」を「第三号」に改める。

第一類第二號

法務委員会議録第七号 平成二十一年四月二十四日

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する國又は第二条第五号口に規定する地域
二 住居地(本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。)
三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
八 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
九 前項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきもののその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
十 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。
十一 第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
十二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日
十三 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日

一 在留期間の満了の日
二 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
八 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
九 前項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきもののその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
十 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。
十一 第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
十二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日
十三 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日

一 在留期間の満了の日
二 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
八 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
九 前項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきもののその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
十 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。
十一 第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
十二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日
十三 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日

一 在留期間の満了の日
二 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
八 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
九 前項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきもののその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
十 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。
十一 第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
十二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日
十三 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十二第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く)。在留する日

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了日の二ヶ月前(有効期間の満了の日が十六歳の誕生日とされているときは、六ヶ月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」という。)に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、法務大臣に対し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。
(紛失等による在留カードの再交付)

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国している間に当該事実を知つた場合については、その後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

2 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。
(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損したときは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請することができます。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損

し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 第十九条の十第二項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第三号又は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日

る。)又は技能契約の相手方である本邦の
公私機関の名称若しくは所在地の変更若
しくはその消滅又は当該機関との契約の終
了若しくは新たな契約の締結

三 家族滞在配偶者として行う日常的な活
動を行うことができる者に係るものに限
る。)、特定活動(別表第一の五の表の下欄
ハに掲げる配偶者として行う日常的な活動
を行うことができる者に係るものに限
る。)、日本人の配偶者等(日本人の配偶者
の身分を有する者に係るものに限る。)又は
永住者の配偶者等(永住者の在留資格をも
つて在留する者又は特別永住者(以下「永住
者等」という。)の配偶者の身分を有する者
に係るものに限る。) 配偶者との離婚又は
死別

し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ぜることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 第十九条の十第二項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(在留カードの失効)

第十九条の十四 在留カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 在留カードの交付を受けた中長期在留者が中長期在留者でなくなつたとき。

二 在留カードの有効期間が満了したとき。

三 在留カードの交付を受けた中長期在留者(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者を除く)が、第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

四 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 在留カードの交付を受けた中長期在留者が新たな在留カードの交付を受けたとき。

六 在留カードの交付を受けた中長期在留者が死亡したときは。

(在留カードの返納)

第十九条の十五 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第一号、第二号又は第四号に該当して、効力を失つたときは、その事由が生じた日から十

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第三号又は第五号に該当して効力を失ったときは、直ちに、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失った場合において、前条第六号を除く。の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

(所属機関等に関する届出)

第十九条の十六 中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

る。又は技能 契約の相手方である本邦の
公私 の機関の名称若しくは所在地の変更若
しくはその消滅又は当該機関との契約の終
了若しくは新たな契約の締結
三 家族滞在(配偶者として行う日常的な活
動を行うことができる者に係るものに限
る)、特定活動(別表第一の五の表の下欄
に掲げる配偶者として行う日常的な活動
を行うことができる者に係るものに限
る)、日本人の配偶者等(日本人の配偶者
の身分を有する者に係るものに限る)又は
永住者の配偶者等(永住者の在留資格をも
つて在留する者又は特別永住者(以下「永住
者等」という)の配偶者の身分を有する者
に係るものに限る)、配偶者との離婚又は
死別
(所属機関の届出義務)
第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて
在留する中長期在留者が受け入れられている
本邦の公私 の機関その他の法務省令で定める
機関(雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十
二号)第二十八条第一項の規定による届出を
しなければならない事業主を除く)は、法務
省令で定めるところにより、法務大臣に対
し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終
了その他の受入れの状況に関する事項を届け
出なければならない。
(中長期在留者に関する情報の継続的な把握)
第十九条の十八 法務大臣は、中長期在留者の
身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に
把握するため、出入国管理及び難民認定法そ
の他の法令の定めるところにより取得した中
長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の
属する国、住居地、所属機関その他の在留管理
に必要な情報を整理しなければならない。
法務大臣は、前項に規定する情報を正確か
つ最新の内容に保つよう努めなければならな
い。

第十九条の十九 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十五条第一項中「除き、第二十六条の規定により再入国の許可を受けて出国する外国人を含む」を「除く」に改める。

第二十六条第三項中「(数次再入国の許可を含む。)」を削り、「三年」を「五年」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「数次再入国」を「再入国」に改め、「で再入国したもの」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「四年」を「六年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法務大臣は、再入国の許可を受けている外国人から、第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつた場合において、相当と認めるときは、当該外国人が第二十条第五項の規定により在留できる期間の末日まで、当該許可の有効期間を延長することができる。

第四章第三節中第一「十六条の次に次の二条を加える。

(みなし再入国許可)

第二十六条の一 本邦に在留資格をもつて在留する外国人(第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で有効な旅券(第六十二条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。)を所持するもの(中長期在留者に

あつては、在留カードを所持するものに限る。)が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかわらず、出国の日から一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）とする。

3 第一項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。

第四章中第三節を第四節とする。

第二十三条第一項ただし書中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による外国人登録証明書」を「次項の規定により在留カードに改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前一項」に、「同項」を「これらの規定」に、「又は許可書」を「許可書又は在留カード」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 中長期在留者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならぬ。

第二十三条に次の二項を加える。

15 十六歳に満たない外国人は、第一項本文及び第二項の規定にかかるわらず、旅券等を携帯することを要しない。

第二十四条第二号の三中「第二十二条の四第六項」を「第二十二条の四第七項」に改め、同条第三号中「又は第一節」の下に「第一節」を加え、同条第三号の四の次に次の二号を加える。

三の五 次のイからニまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者イ 行使の目的で、在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下単に「特別永住者証明書」といいう。)を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること。

口 行使の目的で、他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の在留カードを提供すること。

ハ 偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を行使すること。

二 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備すること。

第二十四条第四号口中「(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「期間を含む」の下に「。第二十六条第一項及び第二十六条の二第二項において同じ。」を加える。

第二十四条第四号へを次のように改める。

ヘ 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

第二十四条第四号の三中「(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の四 中長期在留者で、第七十一条の二又は第七十五条の二の罪により懲役に処せられたもの

第二十四条第七号中「第二十条第三項及び第四項」を「第二十条第二項本文」に改め、「及び第二项」を削る。

三号の五」に改める。
第四章中第二節を第二節とし、第二十条の前に次の節名を付する。

第二節 在留資格の変更及び取消し等

第二十条第四項を次のように改める。

4 法務大臣は、前項の規定による許可をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。この場合において、その許可は、それぞれ当該各号に定める在留カード若しくは在留資格証明書の交付又は旅券若しくは在留資格証明書の記載のあつた時に、当該在留カード、在留資格証明書又は旅券に記載された内容をもつて効力を生ずる。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているとき 入国審査官に、当該旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。

三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していないとき 入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。

第二十一条第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項第一号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

第二十二条第三項中「が旅券を所持しているときは旅券に記載された在留資格及び在留期間をまつ消させた上當該旅券に永住許可の証印を

れることができない。ただし、過失のないと

きは、この限りでない。

一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。

二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けていないこと。

三 当該外国人が第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

第七十三条の二の次に次の四条を加える。

第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下に懲役に処する。

2 偽造又は変造の在留カードを使用した者も、前項と同様とする。

3 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の在留カードを使用した者

二 行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者

2 前項(所持に係る部分を除く。)の罪の未遂

は、罰する。

第七十四条の七中「第七十三条の二第一号」を

「第七十三条の二第一項第二号」に改め、「第三

号」の下に、「第七十三条の三から第七十三条の

六まで」を加える。

第七十五条の次に次の二条を加える。

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当す

る者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の

罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反して在留

カードを受領しなかつた者は、二

二 第二十三条第三項の規定に違反して在留

カードの提示を拒んだ者

三 第七十五条の三 第二十三条第二項の規定に違

反して在留カードを携帯しなかつた者は、二

四 第七十五条の三 第二十三条第二項」を

「第二十三条第三項」に改める。

第七十六条の二中「第七十三条の二」の下に

「若しくは第七十四条」を加える。

第七十七条の二の次に次の二条を加える。

第七十七条の三 第六十一条の九の三第二項各

号に掲げる者が、同項の規定に違反して、第

十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第

十九条の九第一項若しくは第十九条の十第一

項の規定による届出、第十九条の七第二項

(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二

項において準用する場合を含む。)の規定によ

り返還され、若しくは第十九条の十第二項

(第十九条の十一第三項、第十九条の十二第

二項及び第十九条の十三第四項において準用

する場合を含む。)の規定により交付される在

留カードの受領又は第十九条の十一第一項、

第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十

三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

別表第一中「第十九条」の下に「第十九条の

十六、第十九条の十七」を加える。

別表第二「日本人の配偶者等の項中「民法(明治

二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二の規定による」を削り、「同表永住者の配偶者等の

項中「永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)」を「永住者等」に改める。

第三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第一条 第二十三条第二項の規定に違反して在留

カードを受領しなかつた者は、二

二 第二十三条第三項の規定に違反して在留

カードの提示を拒んだ者

三 第七十五条の三 第二十三条第二項」を

「第二十三条第三項」に改める。

第七十六条の二中「第七十三条の二」を加え、同項を同条第三項と

第二十六条规定する。

第二十六条の二を加え、同項を同条第三項と

第二十六条规定する。

条を第二十四条とする。

第十条第一項中「三年」を「五年」に、「四年」を

「六年」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、

「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「第二十

六条」の下に及び前項において準用する入管法

第二十六条规定する。

2 入管法第二十六条规定は、有効な旅

券及び特別永住者証明書を所持して出国する

特別永住者について準用する。この場合にお

いて、同条第二項中「一年(在留期間の満了の

日が出国の日から一年を経過する日前に到来

する場合には、在留期間の満了までの期間」

とあるのは、「二年」と読み替えるものとす

る。

第十条を第二十三条とする。

第九条第一項中「各号の二」を「各号のいずれ

か」に改め、同条第三項中「第九条第一項各号」

を「第二十二条第一項各号」に改め、同条を第二

十二条とする。

第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一

項第八号」に、「及び第三項の規定」を「の規定に

よる」に、「第四条第二項及び第六条第一項の規

定」を「第四条第一項の」に改め、同条を第二十

一条とする。

第七条中「入管法第二十六条第一項」を「特別

水住者であつて、入管法第二十六条第一項」に、

「受けて上陸する特別永住者を受けている者」

に改め、同条を第二十条とする。

第六条の次に次の十三条を加える。

(特別永住者証明書の交付)

第七条 法務大臣は、特別永住者に対するものとする。

2 法務大臣は、第四条第一項の許可をしたと

きは、居住地の市町村の長を経由して、当該

特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付

準用する。

(特別永住者証明書の失効)

第十五条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなったとき。

二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

三 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(入管法第二十一条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。)が、入管法第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

四 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者であつて、入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が新たな特別永住者証明書の交付を受けたとき。

(特別永住者証明書の返納)

第十六条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第三号に該当して効力を失つたときは、直ち

に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、特別永住者証明書の所持を失った場合において、前条第六号を除く。の規定により再入国の許可を受けている者(第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。)が、入管法第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後は、その発見の日)から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

6 特別永住者証明書が前条第六号の規定により再入国の許可を受けている者が出国し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

(特別永住者証明書の受領、携帯及び提示)

第十七条 特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領し、常にこれを携帯していなければなりません。ただし、十六歳に満たない者は、特別永住者証明書を携帯していることを要しない。

6 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が死亡したとき。

(特別永住者証明書の返納)

第十六条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 前項に規定する職員は、特別永住者証明書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 特別永住者が特別永住者証明書を携帯する場合には、入管法第二十三条第一項本文の規定は、適用しない。

(本人の出頭義務と代理人による申請等)

第十八条 第四条第一項の許可の申請又は第六条第一項の規定により交付される特別永住許可書の受領は居住地の市町村の事務所に、第五条第一項の許可の申請又は第六条第二項の規定により交付される特別永住許可書の受領は地方入国管理局に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

2 前項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が十六歳に満たない場合は、当該申請又は特別永住許可書の受領は、その者の親権を行う者又は未成年後見人(十六歳に満たない者を除く。)である。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることのできない場合には、これらの行為は、その者の親族又は同居者が、その者に代わってすることができる。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わって受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項、第十二条规定による届出、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者証明書の受領又は第十二条第一項若しくは第十三条规定による届出等といふ。は、居住地の市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領しなければならない。

2 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める國又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、特別永住者証明書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

より返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

2 特別永住者が十六歳に満たない場合には、病その他の事由により自ら届出等をすることができるない場合には、当該届出等は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わってしなければならない。

1 配偶者

2 子

3 父又は母

4 前三号に掲げる者以外の親族

5 届出等については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて特別永住者と同居するものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わってする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかるわざ、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行うことを見しない。

6 本則に次の見出し及び十条を加える。

(罰則)

第二十六条 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 偽造又は変造の特別永住者証明書を行使した者も、前項と同様とする。

3 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

第二十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十六条第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の特別永住者証明書を行使した者

二 行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の特別永住者証明書を提供した者

2 前項(所持に係る部分を除く。)の罪の未遂は、罰する。

第三十条 第二十六条から前条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第三項の規定に違反した者

三 第十七条第一項の規定による届出に虚偽の届出をした者

四 第十七条第二項の規定に違反して特別永住者証明書を受領しなかつた者

五 第十七条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

六 第十条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

七 第十二条第一項又は第十六条(第五項を除く。)の規定に違反した者

(過料)

第三十三条 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を携帯しなかつた者は、十萬円以下の過料に処する。

第三十四条 第十八条第四項の規定に違反した

者は、五万円以下の過料に処する。

第三十五条 第十九条第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、届出等(第十二条第二項又は第十四条第一項の規定による申請を除く。)をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

附則第三条中「第九条第一項各号の一」を「第一条第一項各号のいすれか」に改める。

二十二条第一項各号のいすれか」に改める。

附則中第四条から第六条までを削り、第六条の二を第四条とし、第七条から第十条までを削る。

四 附則第十三条(第六項を除く。)、第十四条、第十七条(第五項を除く。)、第三十五条(附則第二十七条第一項に係る部分に限る。)及び第四十二条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定、公布の日

六 附則第四十四条第六号の規定、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日(次号

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定、公布の日

七 附則第五十四条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

八 附則第五十五条において「刑法等一部改定の施行日(以下「第三号施行日」という。)」のいすれか遅い日

九 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十一 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十二 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十三 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十四 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十五 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十六 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十七 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十八 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

十九 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

二十 附則第五十五条の規定、刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいすれか遅い日

百三十二条号(第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十二条第四項」を削る改正規定

二十二条第一項各号のいすれか」に改める。

附則中第四条から第六条までを削り、第六条の二を第四条とし、第七条から第十条までを削る。

四 附則第十三号(第六項を除く。)、第十四条、第十七条(第五項を除く。)、第三十五条(附則第二十七条第一項に係る部分に限る。)及び第四十二条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第三条のうち出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第三条のうち日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定、公布の日

六 附則第四十四条第六号の規定、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日(次号

七 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

八 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

九 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十一 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十二 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十三 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十四 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十五 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十六 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十七 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十八 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

十九 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

二十 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

二十一 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

二十二 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

二十三 附則第五十五条において「第三号施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行日(以下「第三号施行日」という。)のいすれか遅い日

の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)第二十四条第三号に規定する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

第三条 改正入管法第二十四条第三号の四の規定は、第三号施行日以後に同条第三号の四イからハまでに掲げるいすれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用する。

第四条 改正入管法第二十四条第四号へ(改正入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者に係る部分に限る。)の規定は、第三号施行日以後に当該罪により禁錮以上の刑に処せられた者について適用する。

第五条 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の研修の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法第二十条の二第一項の規定にかかるらず、技能実習の在留資格(改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号)とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」

規定期にかかるらず、技能実習の在留資格(改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号)とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」への変更を受けることができる。この場合において、改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ中「前号イ」とあり、及び同号ロ中「前号ロ」とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」

第二十六条 新特例法第十一条の規定は、附則第二十九条第一項に規定する特別永住者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの（附則第二十九条第一項の規定による申請をした者を除く。）には、適用しない。

第二十七条 施行日前に、本邦に在留する特別永住者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けているものは、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、居住地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

3 附則第十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請の手続について準用する。

4 第一項に規定する特別永住者が、施行日の一ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第十一条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

5 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした特別永住者が特別永住者として本邦に在留するときは、速やかに、居住地の市町村の長を経由して、その者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書は、新特例法第十条（第一項及び第四項を除く。）、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項（新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第十九条第二項及び第三項（いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条第一項

二項並びに附則第三十条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十二条第一項

（附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 施行日に十六歳に満たない者 十六歳の誕生日

二 施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日（旧外国人登録法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の規定による確認又は旧外国人登録法第十一条第一項若しくは第二項の規定による申請をした日）といふ。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

4 第一項の規定により特別永住者証明書とみなされ登録証明書を所持する特別永住者は、前記起算して三年を経過する日までに到来するもの施行日から起算して三年を経過する日

三 施行日に十六歳以上の者であつて、登録等を受けた日後の七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日後に到来するもの 当該誕生日

3 第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書を所持する特別永住者は、前記起算して三年を経過する日後に到来するもの施行日から起算して三年を経過する日までに到来するもの

第二十九条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない特別永住者は、附則第二十七条规定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合を除き、施行日において

一項の規定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合を除き、施行日において登録証明書を提出して住民基本台帳法第三十条の四までの間に旧外国人登録法第三条第一項又は

第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する特別永住者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

3 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第二十九条第三項の規定は、前項の規定による特別永住者である旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請を受けていた日（当該日に居住地がなかった日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない場合は、その後に居住地を定めた日又は前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日（当該日に居住地を定めた日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

5 第二十九条第三項の規定は、前項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合に準用する。

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持する特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合は、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

けた日

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に居住地を定めた場合、居住地を定めた日又は前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日のいずれか遅い日

二項並びに附則第三十条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十二条第一項（附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 施行日に十六歳に満たない者 十六歳の誕生日

二 施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日（旧外国人登録法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の規定による確認又は旧外国人登録法第十一条第一項若しくは第二項の規定による申請をした日）といふ。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

4 第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書を所持する特別永住者は、前記起算して三年を経過する日後に到来するもの施行日から起算して三年を経過する日までに到来するもの

3 第一項に規定する特別永住者証明書が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

2 新特例法第十条第三項の規定は、前項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合に準用する。

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持する特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合は、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その居住地を届け出なければならない。

法第二十六条(特別永住者証明書偽造等)、第二十七条(偽造特別永住者証明書等所持)及び第二十八条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第二十六号に掲げる罪とみなす。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第五十六条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第一百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七条中「第三号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

第五十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第十一條第一項」の下に「、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項」を加え、「及び第六十二条の二の九第一項」を「並びに第六十二条の二の九第一項」に改め、「第十九条の二第一項」の下に「、第十九条の六、第十九条の七第一項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む)、第十九条の十第二項(第十九条の十一第三項、第十九条の十二第一項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。)を、「第二十条第四項」の下に「第二十一條第四項及び」を加え、「、第二十二条第四項」を削り、「第六十三条第一項において準用する場合を含む。」の下に「、第五十条第三項」を加え、同表外国人登録法(昭和二十七年法律第百

二五号)の項を削り、同表日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の項中「及び第五条第三項」を「、第五条第三項、第十条第一項及び第二項、第十一條第一項、第十二条第一項及び第三項」に改め、「第二項」の下に「、第七条第二項及び第三項、第十一条第三項並びに第十二条第二項(第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第九項中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改め、「又は第三号」を削り、「、同項第五号」を「同項第四号」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五十九条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

理由

外国人の公正な在留管理を行うため法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するとともに、在留期間の上限の伸長その他の適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置を講ずるほか、外国人研修生の保護の強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第三号
法務委員会議録第七号
平成二十一年四月二十四日

平成二十一年五月七日印刷

平成二十一年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局